

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会委員名簿【変更後】

	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1	学識経験者	座長 わけ やすた 和気 康太	明治学院大学 社会学部 教授
2	地域福祉関係者	おおたに えみ こ 大谷 恵美子	武蔵村山市民生・児童委員協議会 会長
3	地域福祉関係者	はぼ たける 英保 長	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
4	地域福祉関係者	きよの かむろ 清野 和祐	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区
5	地域福祉関係者	よしみ ひろし 吉富 広	武蔵村山市ボランティア・市民活動センター センター長
6	福祉・教育施設関係者	いよべ のぼる 伊豫部 昇	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑
7	福祉・教育施設関係者	えんどう みちこ 遠藤 至子	社会福祉法人あかつきコロニー
8	福祉・教育施設関係者	おおくぼ あつし 大久保 敦司	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院
9	福祉・教育施設関係者	ふじくら なおこ 藤倉 直子	社会福祉法人武蔵村山育成会
10	福祉・教育施設関係者	ほし ななえ 星 菜々絵	東京都立村山特別支援学校
11	関係市民団体等の代表者	やまだ しんいち 山田 伸一	武蔵村山市自治会連合会
12	関係市民団体等の代表者	いしい けんじ 石井 賢次	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター
13	関係市民団体等の代表者	ふじさき ゆみこ 藤崎 由美子	NPO法人シニアメイトサービス
14	関係市民団体等の代表者	きのした さちこ 木下 幸子	介護予防リーダー会
15	公募による委員	すずき のぼる 鈴木 登	一般市民
16	公募による委員	うえむら よしこ 植村 克子	一般市民

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	令和 2 年 8 月 3 日 (月) 資料送付
開 催 場 所	書面による開催
出 席 者 (送 付 先)	出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、清野委員、吉富委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、川島委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長（福祉総務係）、コンサルタント（2名）
議 題	(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について (2) 計画の根拠法令と位置付けについて (3) 第五次地域福祉計画構成（案）について (4) 第五次地域福祉計画の素案について (5) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 原案のとおり承認する。 (2) 上位計画としての位置付けを承認する。 (3) 次回以降の懇談会において、指摘のあった事項について検討する。 (4) 次回懇談会において、指摘のあった事項について修正し提示、回答する。 (5) 次回の開催日は別途調整し、決定する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめ。 (○=委員、 ●=事務局)	※ 書面開催に伴い、事務局から配付資料の要旨説明を配布した。 (1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について 【説明要旨】（参考「資料 3 武蔵村山市附属期間等の設置及び運営に関する指針」、「資料 4 武蔵村山市附属期間等の会議及び会議録の公開に関する指針」、「資料 5 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」、「資料 6 会議録（要旨）（案）」） ● 本市には、資料 3 「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」という規程があり、第 11 条から第 14 条の規定に基づき、資料 4 「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が設けられている。この 2 つの指針に基づき、資料 5 「武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」を承認いただきたい。大まかな要旨は、会議は非公開情報を除き公開となる。当懇談会では、個人情報などの非公開情報を取り扱う予定はないので、原則として、会議を公開させていただきたい。また、傍聴者がいらっしゃった場合は、座長の許可のもと、傍聴をしていただくこととなる。会議終了後は、資料 6 「会議録（要旨）（案）」を用い、次回の会議での承認後、市ホームページ及び市役所 1 階の市政情報コーナーで公開をさせていただきたい。 【主な意見等】 なし (2) 計画の根拠法令と位置付けについて 【説明要旨】（参考「資料 7 計画の根拠法令と位置付け」） ● 本計画の根拠法令であるが、地域福祉の定義、推進と地方公共団体の責務については、社会福祉法に定められているところであり、地域

福祉計画は、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」となる。現行計画である第四次地域福祉計画は、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担う計画としての位置付けとして、地域福祉計画に盛り込むべき事項を搭載し、各個別計画で補えない隙間の部分を埋める計画として策定している。第五次地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付け、法改正を踏まえ盛り込むべき事項を検討し策定する。なお、施策内容については、次回以降の懇談会で紹介し、委員の皆様にご審議いただきたいと思っているので、よろしく願います。

【主な意見等】

なし

(3) 第五次地域福祉計画構成（案）について

【説明要旨】（「資料8 第五次地域福祉計画構成（案）について」）

● 第1章では「計画の基本的事項」を、第2章では「当市の現状」を、第3章では「計画の基本的な考え方」を、そして、次回以降となるが、施策の核となる第4章で「基本計画（取組の展開）」を、第5章で「計画の推進と進行管理（計画の評価と見直し）」という形で構成していきたいと考えている。素案の内容については、委員の皆様のご意見を反映させ、修正させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

【主な意見等】

- 平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村における再犯の防止に関する施策を実施する責務及び地方再犯防止推進計画の策定努力義務が明記された。武蔵村山市においては、単独の再犯防止推進計画の策定ではなく、本計画に位置付ける方向性と伺っている。そこで、現段階では総体的に再犯防止の推進に関する事項とその位置付けが明確に記載されていないため、目次や見出しにおいて、再犯防止推進計画である旨が分かりやすいように記載をお願いする。また、本懇談会委員の中に、保護観察所等の刑事司法関係者が入ってもいいのではないかと思う。
- 市民意識調査結果を踏まえ、課題を洗い出し、これに即した計画となればよいと思う。サービス内容が分からないから利用しないのであれば、サービスや制度を知ってもらうための計画とすると良いのでは。
- 資料9の59ページにある市内の自殺者の状況と、市民意識調査報告書57ページからの市民の自殺防止対策の対象像の差について、市民の自殺への意識と、自殺者の実態が単にずれているだけなのか、または未成年者については地域として守るべき対象としての意識が高く、大人とは異なっているのか。自殺を考えたことのあるのは、男性より女性の割合が高いことも実態とずれているのも気になる。

(4) 第五次地域福祉計画の素案について

【説明要旨】（「資料9 第五次地域福祉計画 【素案】」）

● 現在、素案を作成しているもので、具体的な審議については、次回以降の策定懇談会でお願いすることとなる。「第1章 第五次計画について」では、現行計画と同様に計画の基本的事項である計画の作成と背景、計画の性格と位置付け、計画の期間及び作成の方法について記載させていただく予定である。「第2章 武蔵村山市の現状」では、

	<p>武蔵村山市の現状のほか、地域福祉の現状や地域福祉に係る課題について、高齢者福祉、障害者福祉、子ども子育て支援及び保健医療等の各福祉分野について、各個別計画と整合する形で武蔵村山市の現状を記載することを考えている。また、昨年度に行った市民意識調査の結果を交えて地域の現状、地域福祉に係る課題について記載させていただく。「第3章 計画の基本的な考え方」では、計画の基本理念と基本視点、計画の基本目標と施策の体系、エリア設定の考え方と将来人口推計について記載させていただく予定である。基本理念等についても、今後、委員の皆様にご審議いただいて決定していく予定であるが、改正された社会福祉法に記載されている理念をもとに、仮の案として記載している。基本目標についても、法改正の内容や都の支援計画等を踏まえ、人づくり、地域づくり、しくみづくりの3つを柱としているが、基本目標と取組の方向については、今後委員の皆様のご意見をいただき、整理することを考えている。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>○ 本計画の中に、「東京都地域福祉支援計画」の概要について、記載の追加をお願いする。</p> <p>(5) その他</p> <p>【説明要旨】（「資料10 第五次地域福祉計画策定スケジュール（参考）」、「資料11 地域福祉計画策定委員会設置要綱」）</p> <p>● 資料10「第五次地域福祉計画策定スケジュール（参考）」については、策定までの大まかなスケジュールとなりますので御一読いただきたい。第五次地域福祉計画の策定に当たっては、当懇談会と、資料11「地域福祉計画策定委員会設置要綱」にある「市職員で構成される委員会」が、両輪となって策定作業を進めていく。職員で構成される委員会が素案を作成し、それを当懇談会で検討し、その修正を市の委員会で行うということの繰り返し、つまり、素案のキャッチボールをしながら策定してまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">－ 以上 －</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 〔 〕</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部 福祉総務課（内線：152）</p>

（日本工業規格A列4番）

第 1 章 計画について

1 計画の作成と背景について

(1) 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

ここ最近の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉なども影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化など、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

地域共生社会の実現には、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成 29 年には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

(2) 武蔵村山市の状況

○計画策定の背景

本市では、平成 8 年に「武蔵村山市地域福祉計画（平成 8 年度～平成 17 年度）」を策定後、平成 18 年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成 18 年度～平成 22 年度）」、平成 23 年度に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」、平成 28 年度に「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し、市民参加と協働のもと、市民・事業所・市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

令和 2 年度は「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～令和 32 年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項などを踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(3) 都の状況

○東京都地域福祉支援計画

東京都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項などについて定めた、東京都地域福祉支援計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定しました。この計画の中では、地域共生社会実現に向けた地域課題の解決のテーマとして、「地域の支え合いを育む」「安心した暮らしを支える」「地域福祉を支える」の 3 つの柱が据えられています。

東京都地域福祉支援計画の構成

- 社会福祉法第 108 条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに策定
- 計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年

計画の構成と内容

東京における「地域共生社会」の実現

三つの理念の具現化

- 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

地域生活課題の解決

テーマ①「地域の支え合いを育む」

- 包括的な相談・支援体制の構築
- 地域の多様な活動の推進
- 身近な地域の居場所づくり
- 対象を限定しない福祉サービスの提供
- 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

テーマ②「安心した暮らしを支える」

- 住宅確保要配慮者への支援
- 権利擁護の推進
- 生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- 災害時要配慮者対策の推進
- 多様な地域生活課題への対応

テーマ③「地域福祉を支える」

- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 福祉人材の確保・育成・定着
- 福祉サービスの質の向上

計画的な地域福祉の推進

出典：東京都

(4) 新たな福祉をめぐる動向

○社会保障制度改革の全体の動向

平成 25 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の 5 点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

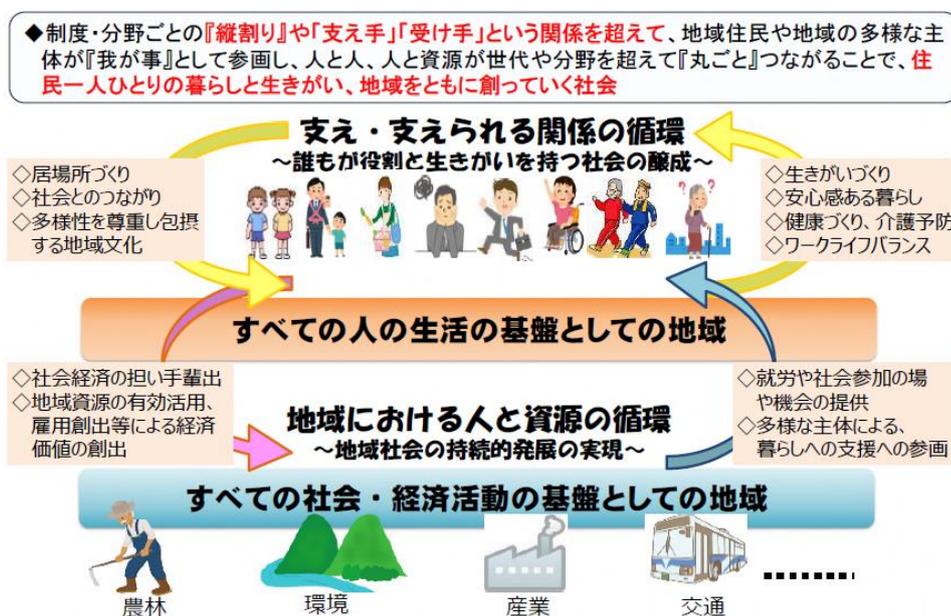
年月	法令・方針等	要点
2013年 (H25年) 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
2013年 (H25年) 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
2015年 (H27年) 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
2016年 (H28年) 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (2017年(平成29年)4月施行。一部2016年(平成28年)3月・4月施行)
2016年 (H28年) 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(2018年(平成30年)4月施行)
2016年 (H28年) 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
2017年 (H29年) 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
2017年 (H29年) 9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。
12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備を推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示。
令和元年 (2019年) 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3つの支援(断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を提示。

令和2年 (2020年) 3月	「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえ、 ①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定、 ②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進、 ③市区町村長申立の適切な実施、 ④成年後見制度利用支援事業の推進について、市町村等への要請事項を提示。
6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築支援（重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策） ・社会福祉連携推進法人制度の創設

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「社会」です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

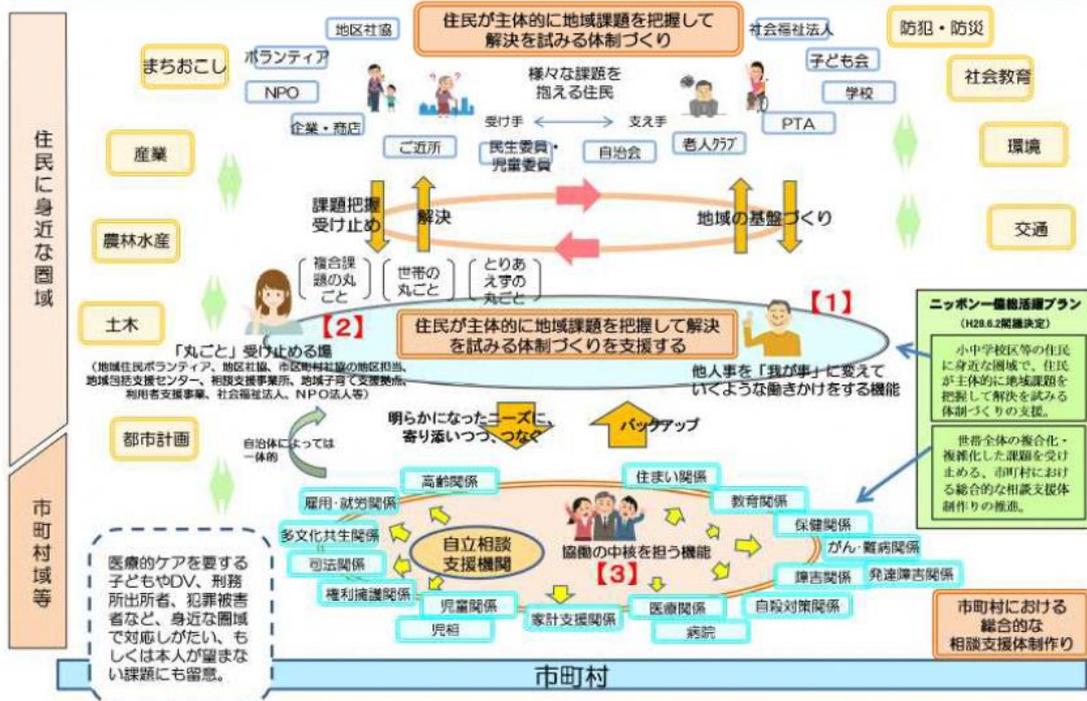
【「地域共生社会」とは】



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

このような考え方の中では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

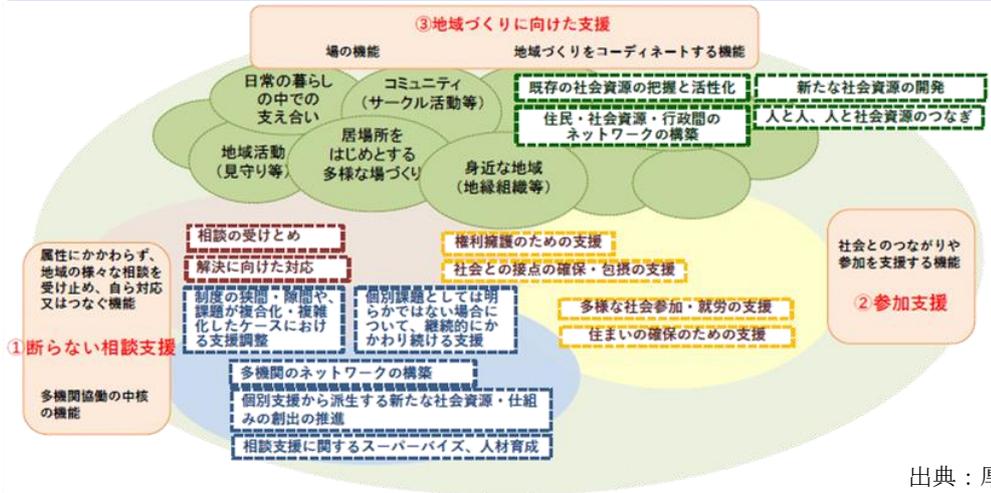
①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2（2020年）の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるにあたり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第6条第2項）。

また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

【新たな包括的な支援の機能等】

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



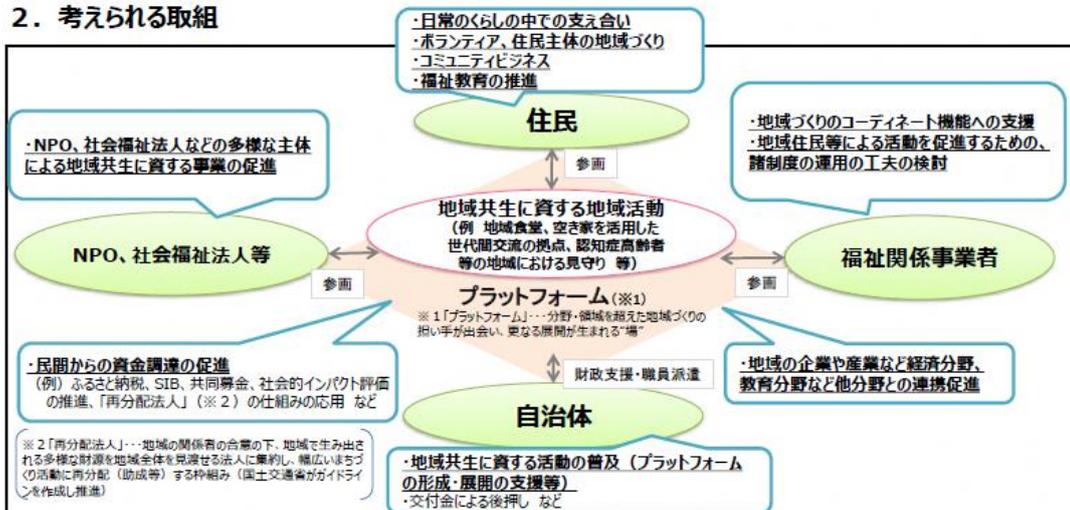
出典：厚生労働省

【多様な担い手の参画による地域共生に資する取組の促進】

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省

○「2040年問題^{※1}」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

以上の対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダー^{※2}への転換が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー^{※3}等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー^{※4}の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求められています。

以上を踏まえ、平成30年からの「第32次地方制度調査会」では最適な公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議が行われています。

(5) 地域福祉活動を取り巻く動向

○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成28年に社会福祉法が改正されました。第24条第2項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

※1 【2040年問題】：平成30年4月に自治体戦略2040構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設など、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※2 【プラットフォーム・ビルダー】：基盤づくり（役）。

※3 【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障害者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上での不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※4 【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

○地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではNPO法人等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、NPO法人等が年々増加しています。

また、地域社会への貢献も含むCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

○地域活動の資金調達方法の多様化

地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング（不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われている）が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資も注目されはじめています。社会的インパクト投資とは、経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資です。日本でも、その基盤整備が進められており、平成30年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるもの）の促進を目指すものです。

社会的インパクト投資の一種に、「ソーシャルインパクトボンド」があります。これは、行政、事業者、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組であり、事業者が成果を達成した場合に行政から資金提供者に報酬を支払う仕組みです。神奈川県内でも取り組み事例があります。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄付する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。

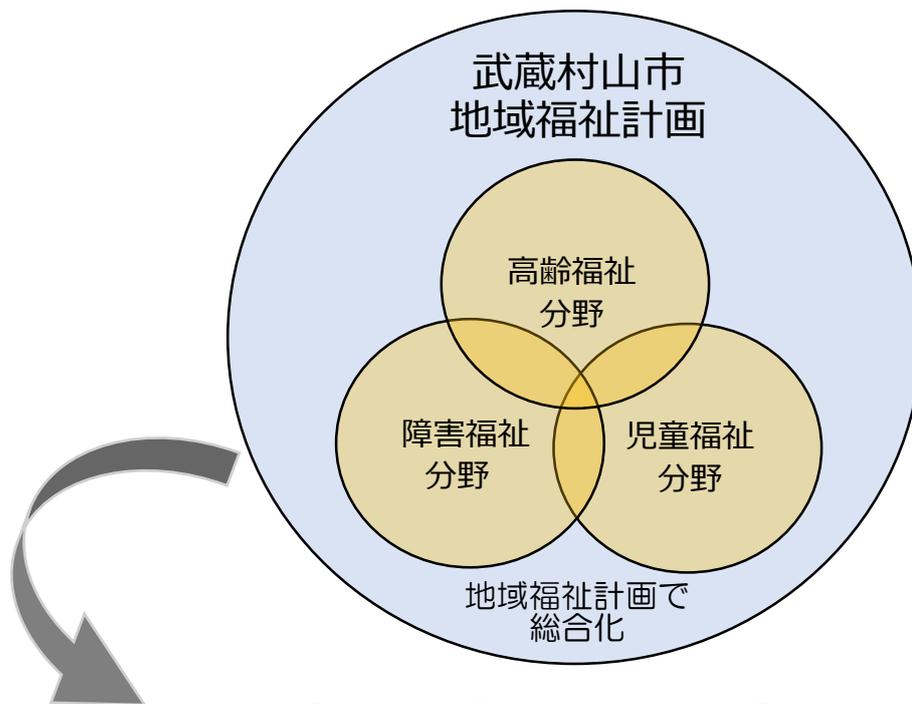
2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条
一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



【分野を横断する取組み】

- ・地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- ・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- ・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- ・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進、再犯防止の推進）
- ・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン など

(2)

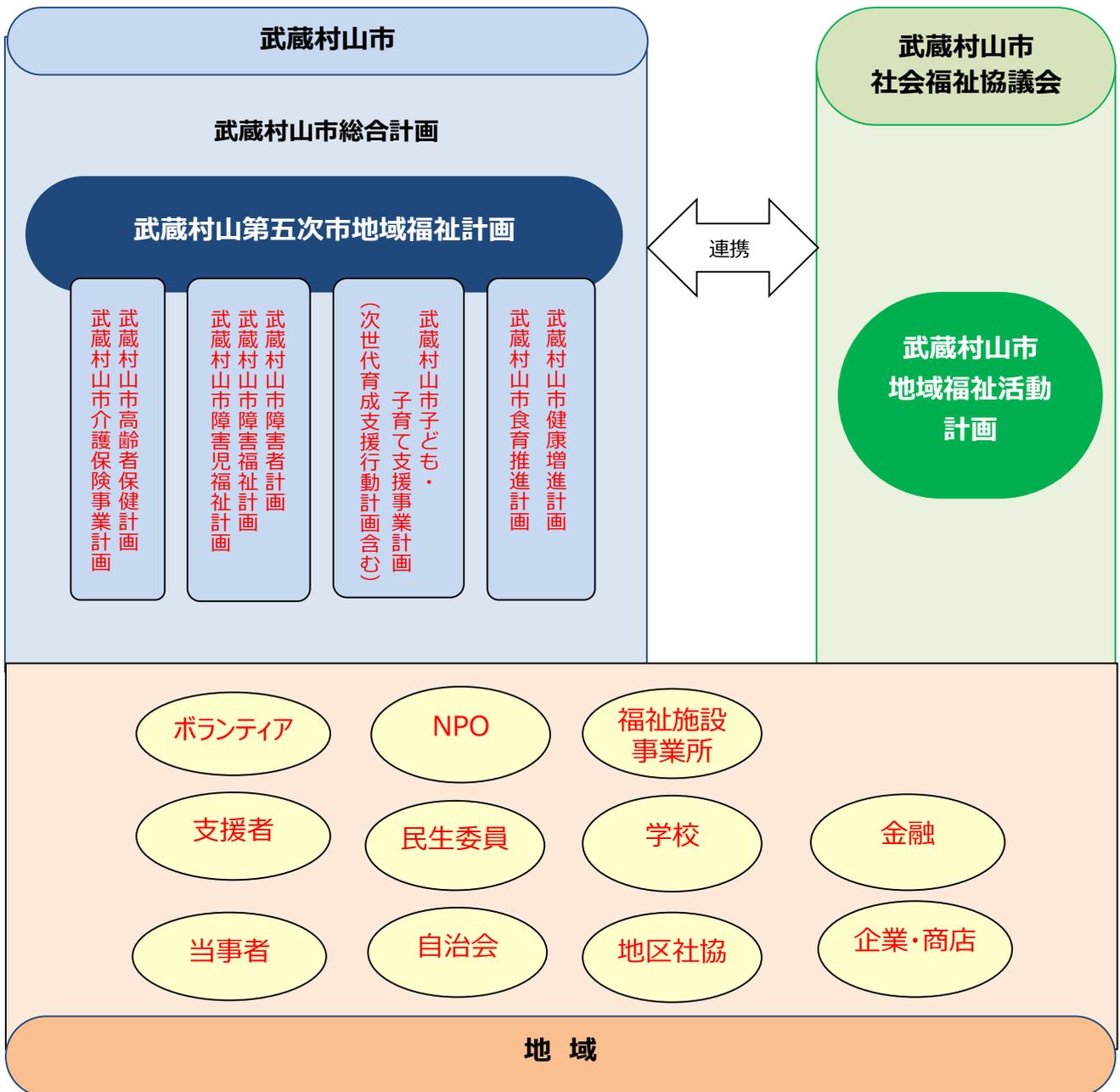
計画の位置付け

本計画は、武蔵村山市総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標などを踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、市が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

本計画は、既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画・健康増進計画）を包括し、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、武蔵村山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携など、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

《関連計画との関係》



3 計画の期間

計画の期間は、長期総合計画と整合を図り、令和3年度から令和7年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

(武蔵村山市における関連計画の期間)

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
H28	H29	H30	H31/ R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第四次長期総合計画					第五次長期総合計画				
第四次地域福祉計画					第五次地域福祉計画（本計画）				
第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画			第五次高齢者福祉計画 第八期介護保険事業計画						
第四次障害者計画 第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画			第五次障害者計画 第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画						
第一期子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画含む）				第二期子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画含む）					
第二次食育推進計画					第三次食育推進計画				
第二次健康増進画					第三次健康増進画				

4 作成の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

(ア) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下、「策定懇談会」）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者など〇人の委員で構成され、本計画の全般について審議を行いました。

(イ) 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

策定懇談会の作業を円滑にするため武蔵村山市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、市職員〇人及び社会福祉協議会職員〇人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) 市民意識調査による市民ニーズの把握

(ア) 地域福祉に関する市民意識調査（市民対象）

本計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、1018人から回答を得ました。

(イ) 地域福祉に関する市民意識調査（福祉団体関係者）

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティアセンターに登録している107団体を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収取するため、〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

○受付方法：

○周知方法：

○資料閲覧の方法：

○意見提出者：

○意見数：

第2章 地域福祉に関する 武蔵村山市の現状

1 武蔵村山市の現状

(1) 地域福祉の現状

(1) 自立した地域生活に向けた相談体制などの充実

多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となります。

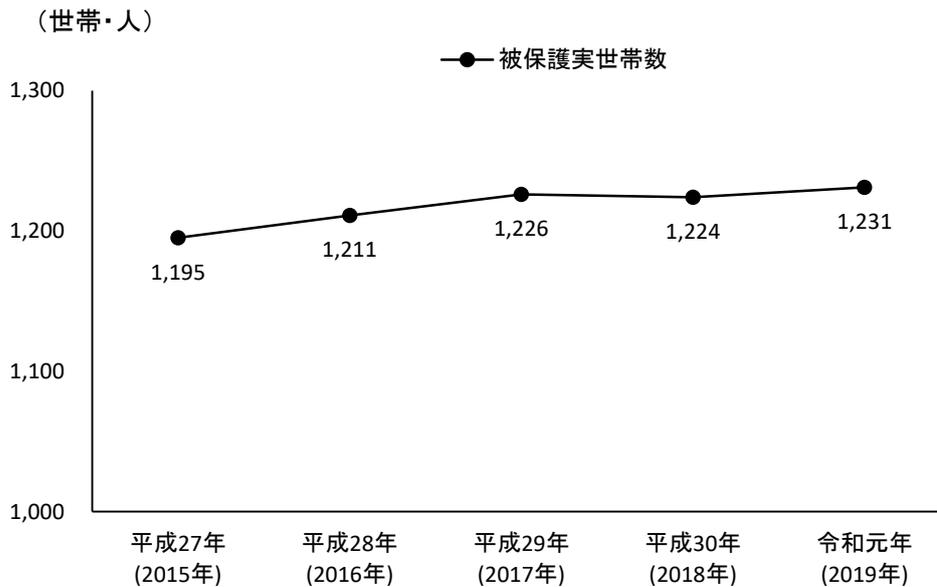
そのため、就労支援員やハローワークなどと連携し、自立支援に向けたきめ細やかな就労支援を行うなど、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

■市民なやみごと相談窓口の相談件数の推移

【グラフ掲載予定】

- ・市民なやみごと相談窓口の相談件数の推移
平成 27 年度から令和元年度

■生活保護世帯数の推移



各年 10月1日現在

※令和元年度のみ 31年12月末現在

(2) 情報提供と広報、啓発活動の推進

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある人等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ及び情報配信メール等による情報提供を行っています。

(3) 民生委員・児童委員等の活動

武蔵村山市民生・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、武蔵村山市では東西地区合計で民生・児童委員が54人、主任児童委員が4人の合計58人(令和2年4月現在)が委嘱され、様々な活動を行っています。

民生・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある人、一人暮らしの高齢者などが安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートや見守り活動をしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員(民生委員が兼ねている)に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

近年、本市では地震や大雨による災害対応や避難行動要支援者への対応など、民生・児童委員に求められる役割が大きくなる一方で、困難性や活動量の増加により民生・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。

民生・児童委員が活動する主な事業等
○定例協議会を実施(8月を除く毎月1回) ○民生委員・児童委員の日(5月12日)の活動週間におけるパネル展示を実施 ○二市連絡協議会を実施(東大和市民生委員・児童委員協議会との交流) ○社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○敬老金の配布を実施 ○地区連絡協議会を実施(地域の児童問題についての情報交換等) ○村山デエダラまつりで相談コーナーを実施 ○社会福祉協議会との懇談会を実施 ○民生・児童委員向けの講演会を実施
事項別部会の活動
○子育て支援部会【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】 ○障害福祉部会【障害者(児)の福祉に関する事項】 ○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】 ○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】 ○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

(4) 市民活動への支援

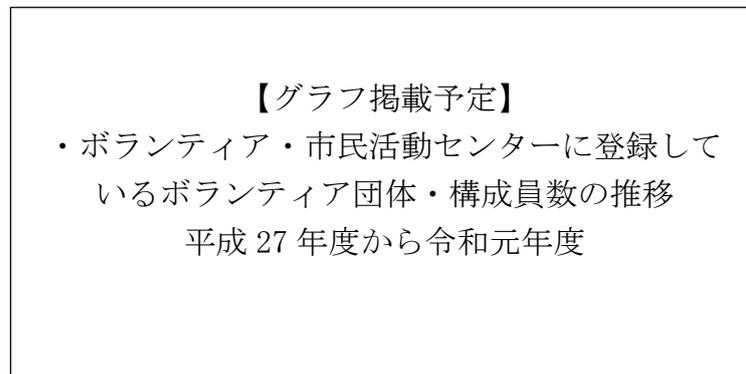
近年、市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。令和2年度現在、ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体は 〇 団体あり、構成員は延べ 〇 人です。また、個人活動として登録しているボランティアは、 〇 人となっています。

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティア活動や市民活動を身近に体感してもらうため、平成28年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を毎年開催おり、令和元年度現在の参加者は4087人でした。また、広報誌「コラボ・パ」の発行や、市民活動団体を紹介する「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内の団体の活動の周知にも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、課題解決に向け、市民による多様な活動が展開され、市民一人一人の自己実現やよりよい「まちづくり」を目指して行われるものであり、近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人の設立に向けた動きに対し、本市における法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

■ ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体・構成員数の推移



(5) 権利擁護の推進

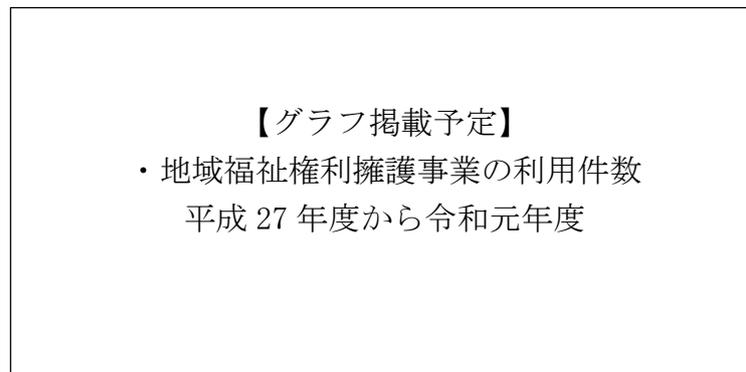
高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

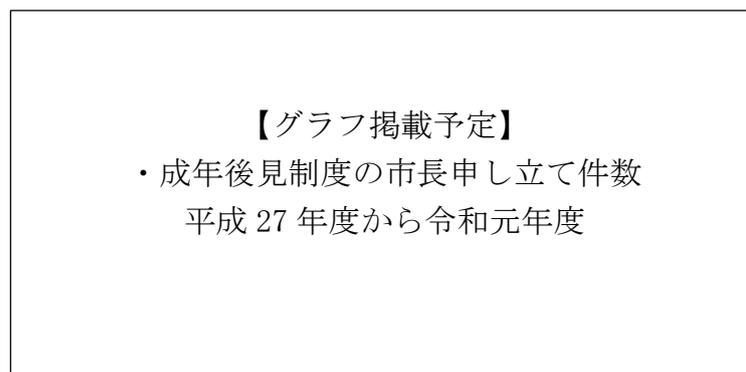
判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

子どもの虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターを市の直営事業とすることで、子どもをもつ家庭の支援の拡充や関係機関との連携を強化するとともに、東大和警察と協定の締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。また、近年問題とされる面前DVの被害防止に向けて、市民に周知し、地域福祉課相談員との連携を図っています。

■地域福祉権利擁護事業の利用件数の推移



■成年後見制度の市長申し立て件数の推移



(6) 福祉教育

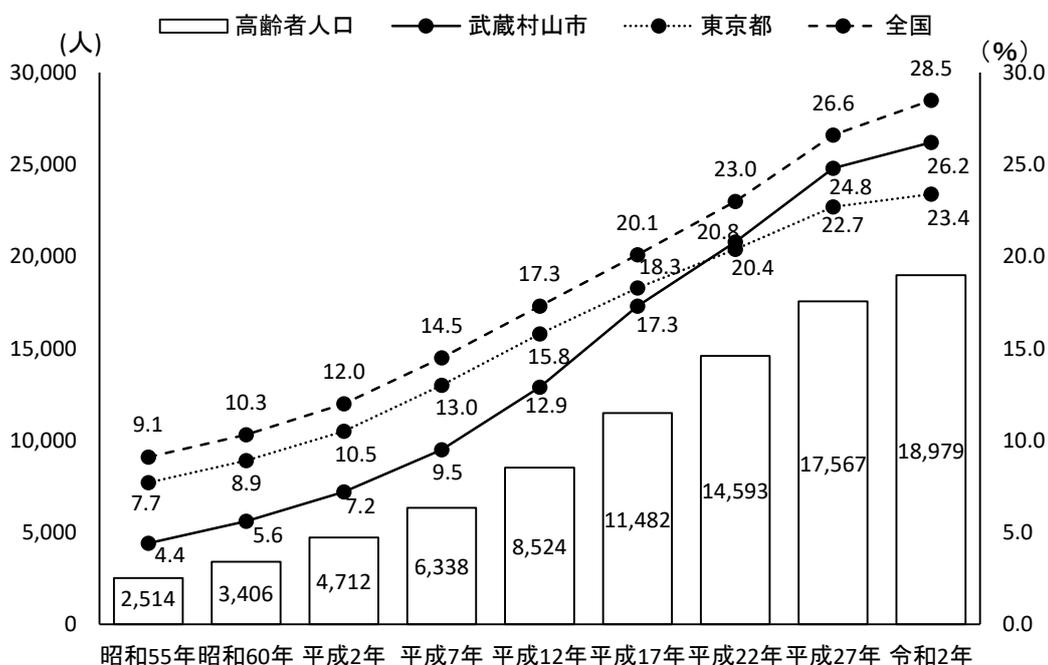
将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

また、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、武蔵村山市教育委員会ホームページ等でも、副籍制度の周知に努めています。

(2) 高齢者福祉及び介護保険事業等の現状

(1) 高齢者数の推移

本市の高齢者人口は、昭和55年以降増加傾向にあります。令和2年1月1日現在18,979人、高齢化率は26.2%と、市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成22年度以降は東京都平均を上回っています。



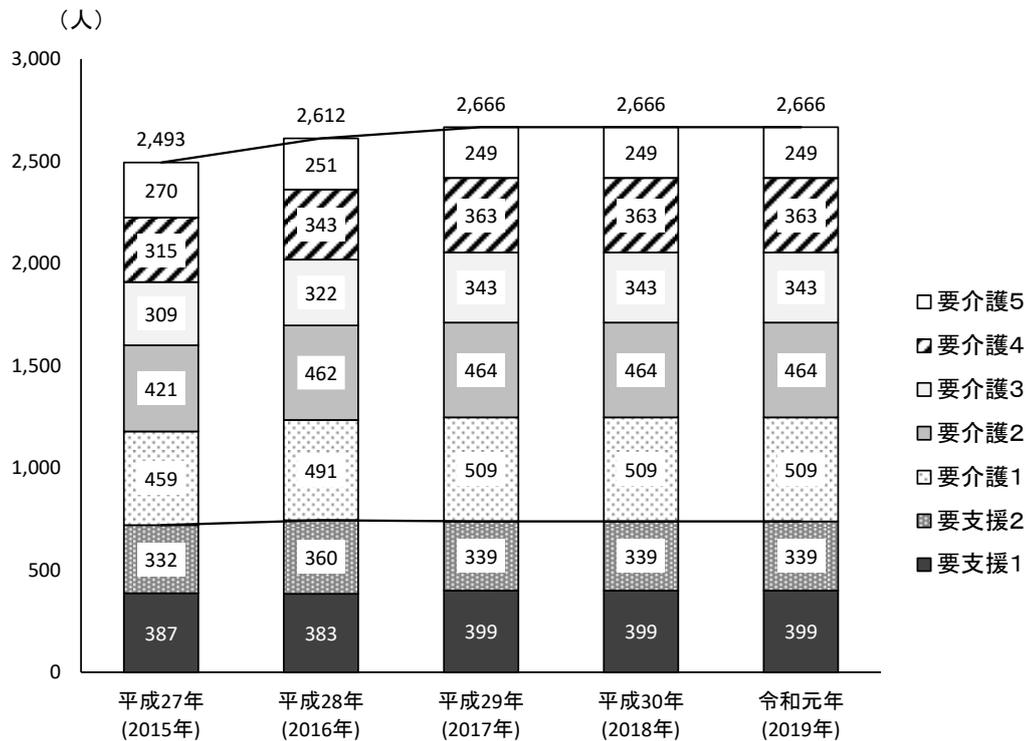
出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口
令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳

(2) 高齢者世帯数の推移

【グラフ掲載予定】
・ 高齢者世帯数の推移
平成27年度から令和元年度
※※高齢介護計画との整合により追加

(3) 認定者数の推移

本市における認定者数は、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告（各年 10 月 31 日現在）

(4) 高齢者福祉施策の取組状況

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成 28 年度には、『在宅医療介護連携推進事業』として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成 28 年度から独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場である「お互いさまサロン」は、平成 28 年度から整備を開始し、令和元年度末には市内 50 か所が活動を行っています。

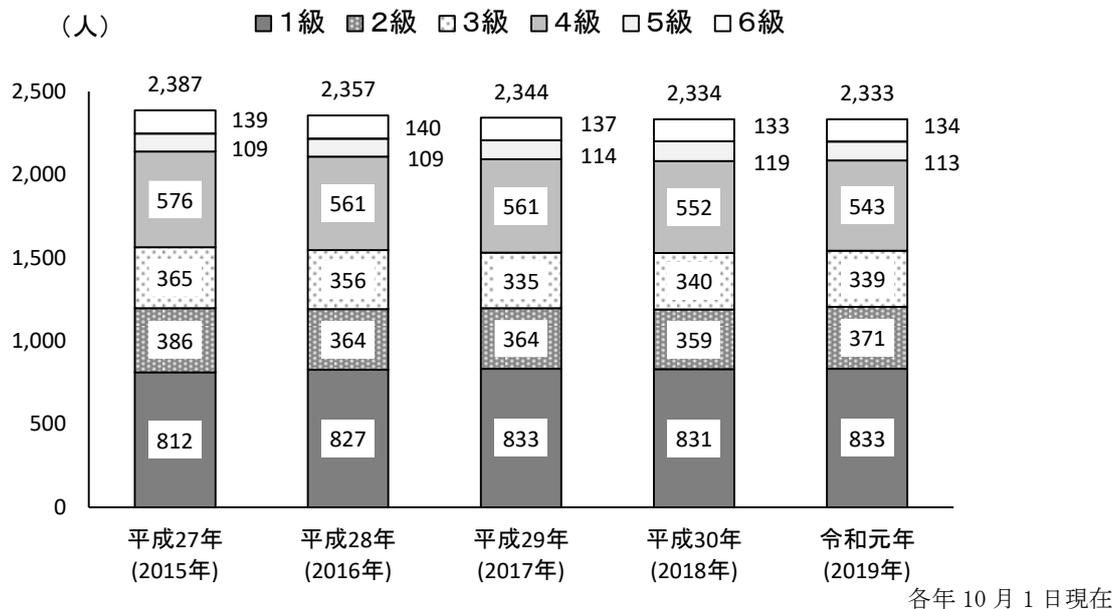
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携を解決するよう努めています。

(3) 障害者福祉の現状

(1) 障害者（児）の状況

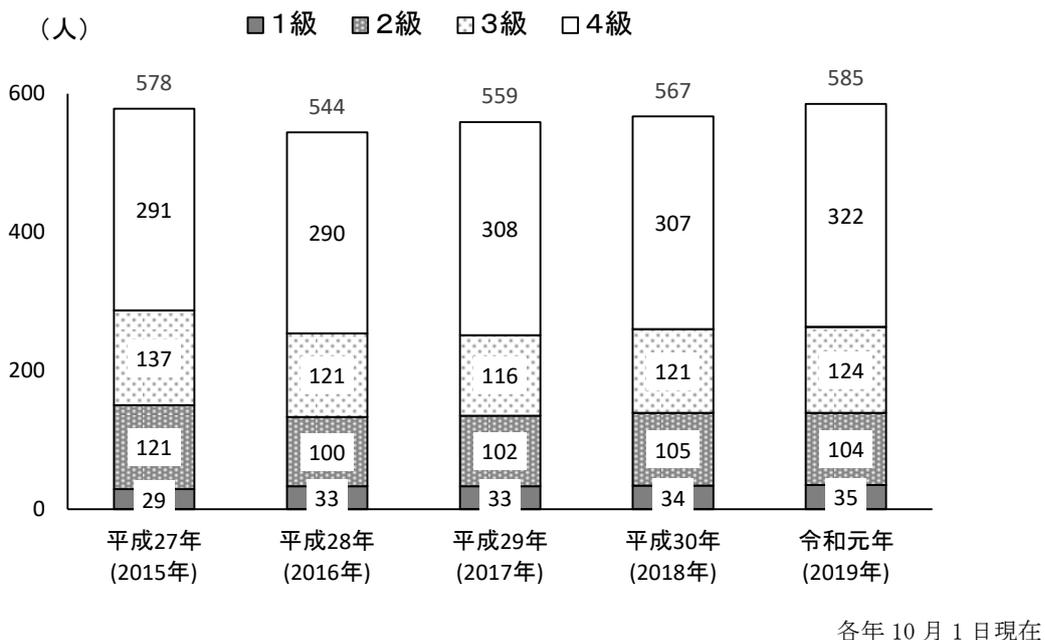
○身体障害者手帳の所持者

身体に障害のある人の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年において2,333人であり、直近5年の間、微減傾向にあります。



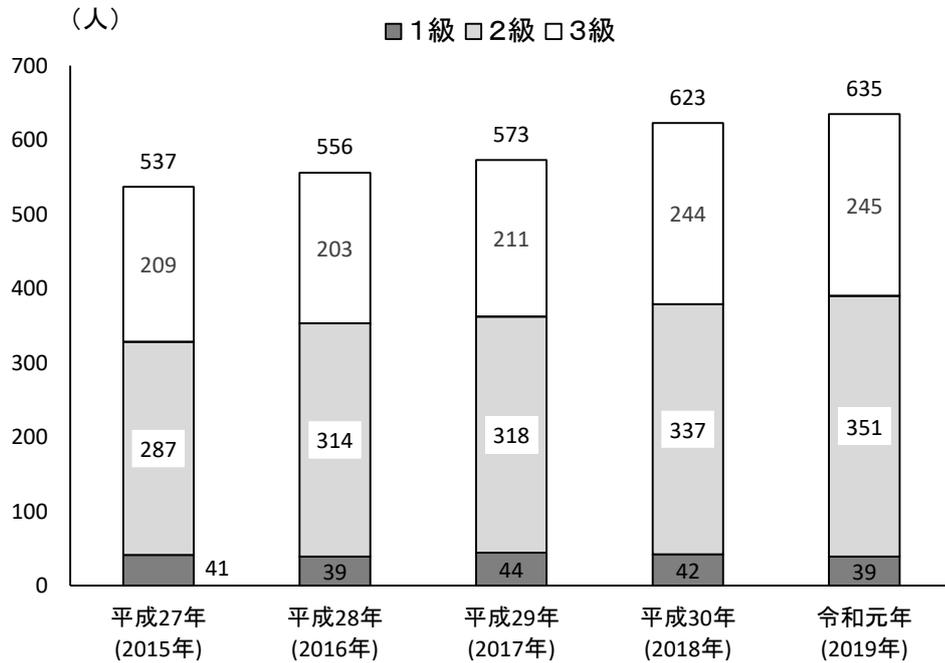
○愛の手帳の所持者数

知的障害のある人の数（愛の手帳の所持者数）は、令和元年において585人であり、直近5年の間、横ばいの傾向にあります。



○精神障害者保健福祉手帳の所持者数

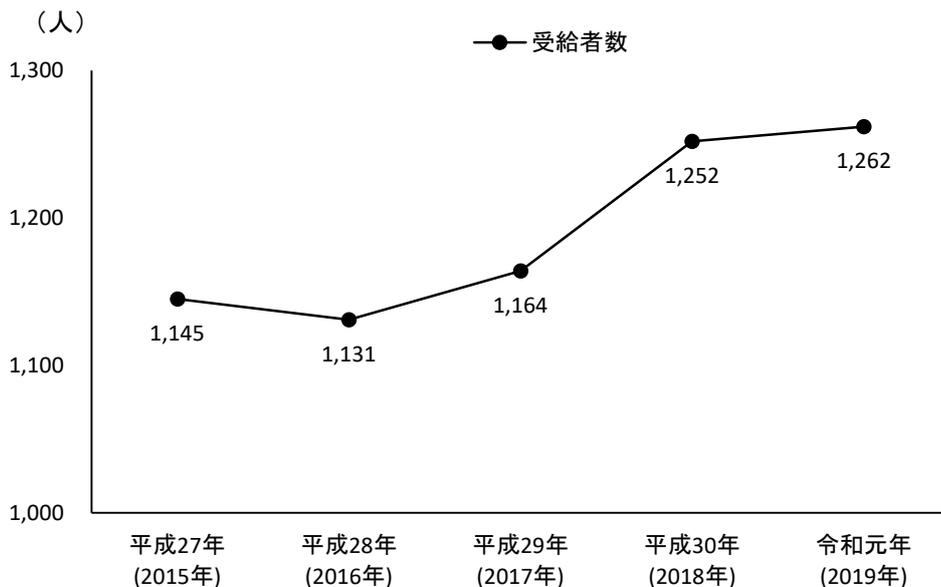
精神障害のある人の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、令和元年において 635 人であり、直近 5 年の間、増加傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

○自立支援医療者数

心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の医療者数は、令和元年において 1,262 人であり、2016 年以降、微増の傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

○難病医療費等助成受給者数

【グラフ掲載予定】
・難病医療費等助成受給者数
平成 27 年度から令和元年度
※障害福祉計画との整合により追加

(2) 障害者福祉施策の取組状況

障害のある人のためのサービスを提供する市内施設については、**児童発達支援、グループホーム等が増設されています。また、災害対策の推進も進められています。**

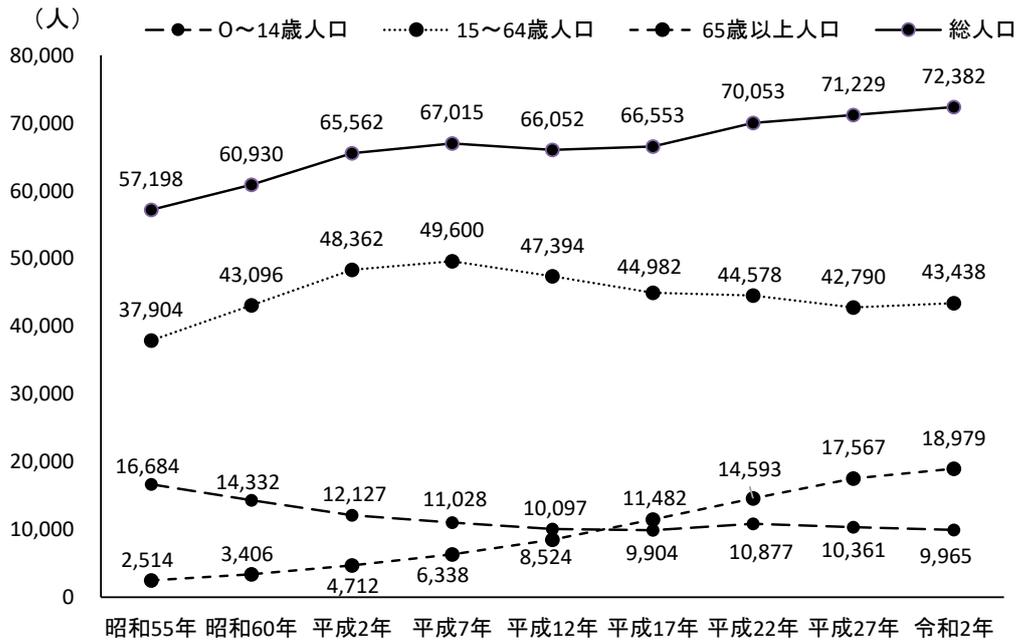
また、避難行動要支援者対策の推進として、令和2年度においては、要支援者に対し、害時に支援が必要であることを伝えられるようにする「ヘルプバンドナ」を配布する取り組みを進めています。

(4) 子ども・子育て支援の現状

(1) 子どもと子育て家庭の状況

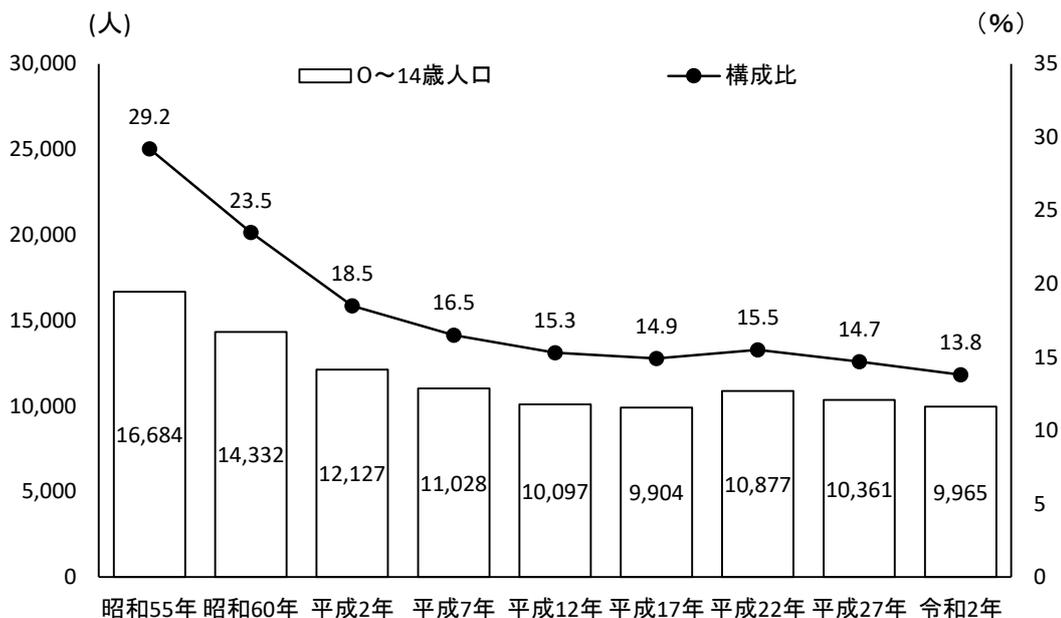
○年少人口の推移

令和2年において、本市の0～14歳の子どもの数は、9,965人と総人口（72,382人）の13.8%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は15.4ポイントの減少となっています。人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。



出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口

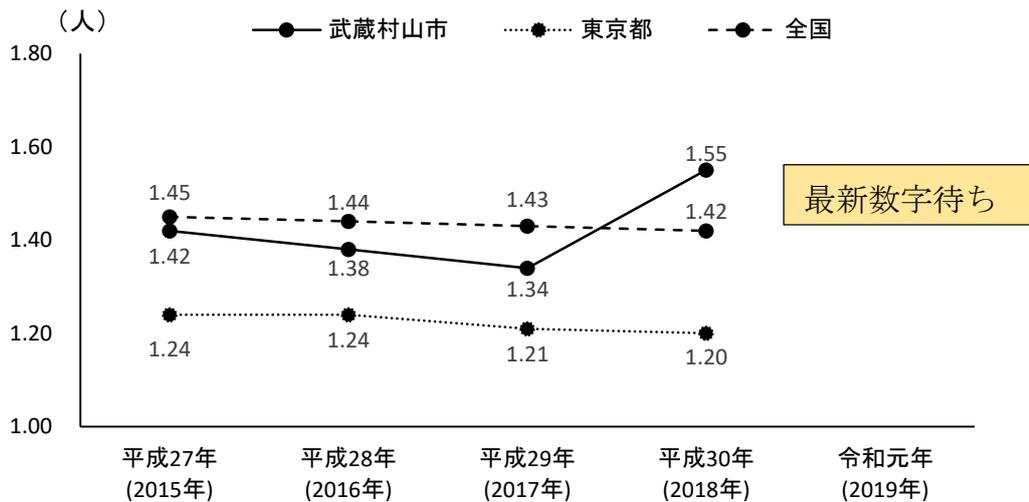
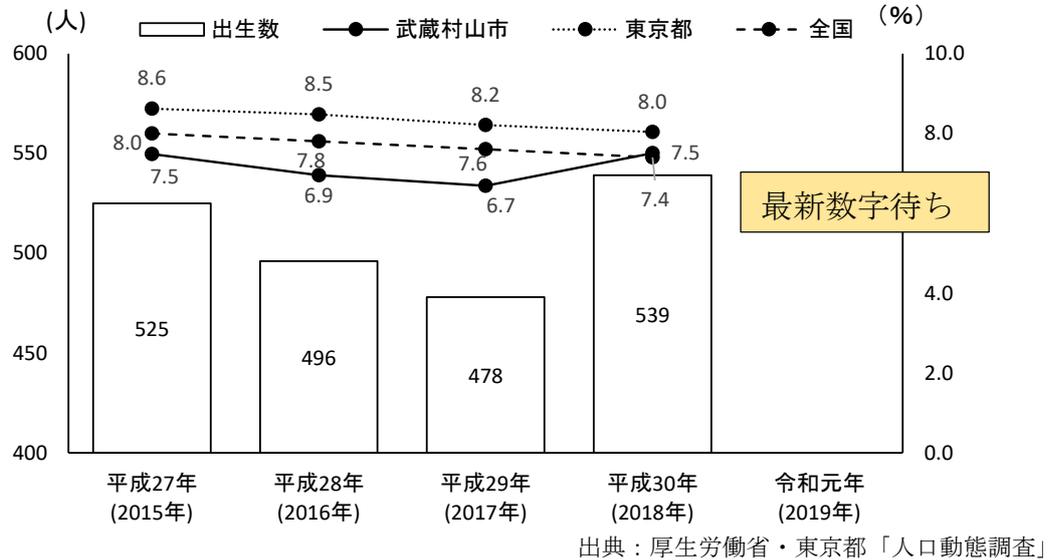
令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳



出典：同上

○出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は近年、減少傾向にあり、令和2年は〇〇人となっています。出生率（人口千人対）は、平成30年度以降全国と東京都を上回っています。また、令和2年において、武蔵村山市の合計特殊出生率は、〇〇人であり、平成30年度以降全国と東京都を上回っています。



【グラフ掲載予定】

- 児童生徒数の推移
- 幼稚園入園児童数の推移
- 保育所入所児童数の推移
- 保育所待機児童数の推移
- ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移

平成27年度から令和元年度

(2) 子育て支援施策の取組状況

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中では、子育て世代包括支援センターとして「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもを持つ親が働きやすい環境を提供に努めています。

SNS、市報、ホームページ等でも、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めると共に、予防接種ナビを「子ども子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

(5) 保険医療の現状

(1) 保健と医療の状況

○特定健康診査・特定保健指導の対象者数・実施者数・受診率の推移

【表掲載予定】
・特定健康診査・特定保健指導の対象者数・
実施者数・受診率の推移
平成 27 年度から令和元年度
※健康増進計画との整合により追加

○国民健康保険の被保険者数と被保険者 1 人当たりの医療費の推移

【グラフ掲載予定】
・国民健康保険の被保険者数と
被保険者 1 人当たりの医療費の推移
平成 27 年度から令和元年度
※健康増進計画との整合により追加

○後期高齢者医療制度の被保険者数と被保険者 1 人当たりの給付費の推移

【グラフ掲載予定】

・後期高齢者医療制度の被保険者数と
被保険者 1 人当たりの医療費の推移
平成 27 年度から令和元年度

※健康増進計画との整合により追加

(2) 地域の保健医療体制

①保健関連施設の状況

本市の保健関連施設は、保健相談センターと子ども・子育て支援センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

②地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

(3) 保健事業等の取組状況

①成人対象の保健事業

武蔵村山市国民健康保険加入者（40 歳以上）や後期高齢者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを 3 段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

また、特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施するなど、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

その他には、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

健康教室においては、従来から実施しているヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入するなど、市民のニーズに合わせて取り組んでいます。

②母子対象の保健事業

子どもと子育てをする親を対象とした事業については、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室などを行っています。また、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しており、助産師や保健師等が訪問し、専門的な支援を行っています。さらに、関係部署による連携を強化し、電話による訪問勧奨など、訪問実施率を上げる取組を進めています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦さん同士の友達づくりにも役立っています。

(4) 自殺予防対策の取組

武蔵村山市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされており、特に壮年期から中年期(30～64歳)の男性に多い傾向があります。そのため、市では、「誰もが生き心地のよい社会」を目指すため、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行うなど、いのちの大切さを訴え、自殺総合対策に取り組んでいます。

【グラフ掲載予定】

・自殺者数の推移

平成27年度から令和元年度

(6) 福祉のまちづくりの現状

(1) 福祉のまちづくりの推進

平成 25 年 10 月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザインについては、歩道などの段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置などを進めています。公園の整備に際しても、車椅子などに配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修などのバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

(2) 利用しやすい公共交通機関の整備

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。全ての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車をノンステップバスに導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成 28 年 4 月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和 2 年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、これまでに着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

(3) 防災

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、**資器材を助成するなどにより自主防災組織の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備しています。**

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成 13 年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。その後、平成 25 年 6 月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿を整備するとともに、**平成 27 年 3 月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。**

(4) 防犯

住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成 29 年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

再犯防止の取組については、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

【グラフ掲載予定】

- ・ 市内犯罪発生件数の推移
 - ・ 市内再犯率の推移
- 平成 27 年度から令和元年度

2 市民意識調査からみる地域の現状

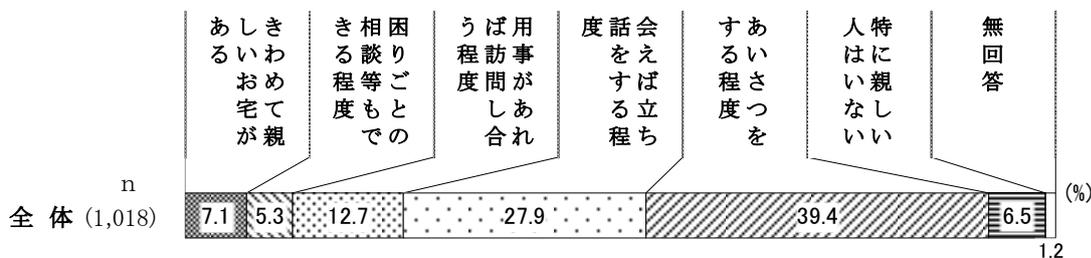
(1) 市民意識調査（市民向け）の結果

本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施したところ、1018人（回答率33.9%）から回答を得ました。この市民意識調査で地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

① 地域を支える人づくり

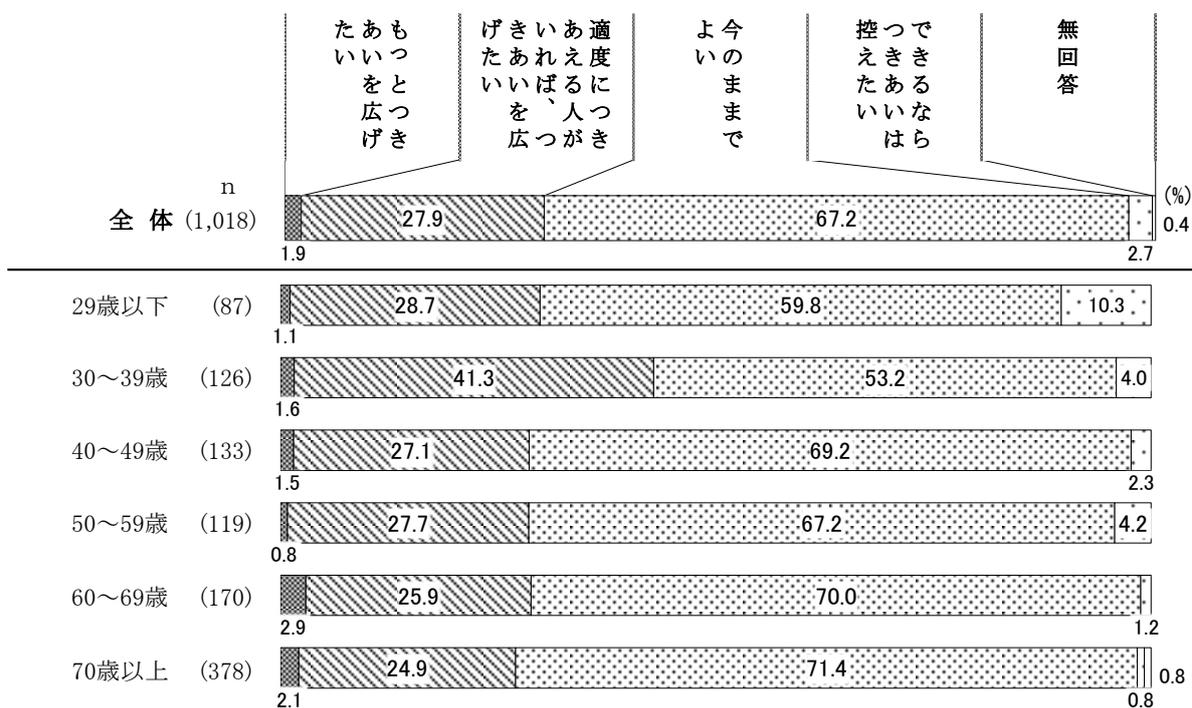
○ 隣近所との付き合いの程度

となり近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が約4割、「立ち話をする程度の人ならいる」が3割近くでそれぞれ高く、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。



○ 隣近所との今後のつきあいの程度

隣近所との今後のつきあいの程度については、「適度につきあえる人がいれば、つきあいを広げたい」が全体では3割近くでした。しかし、年代別にみると、30～39歳が4割以上で特に高くなっており、定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。



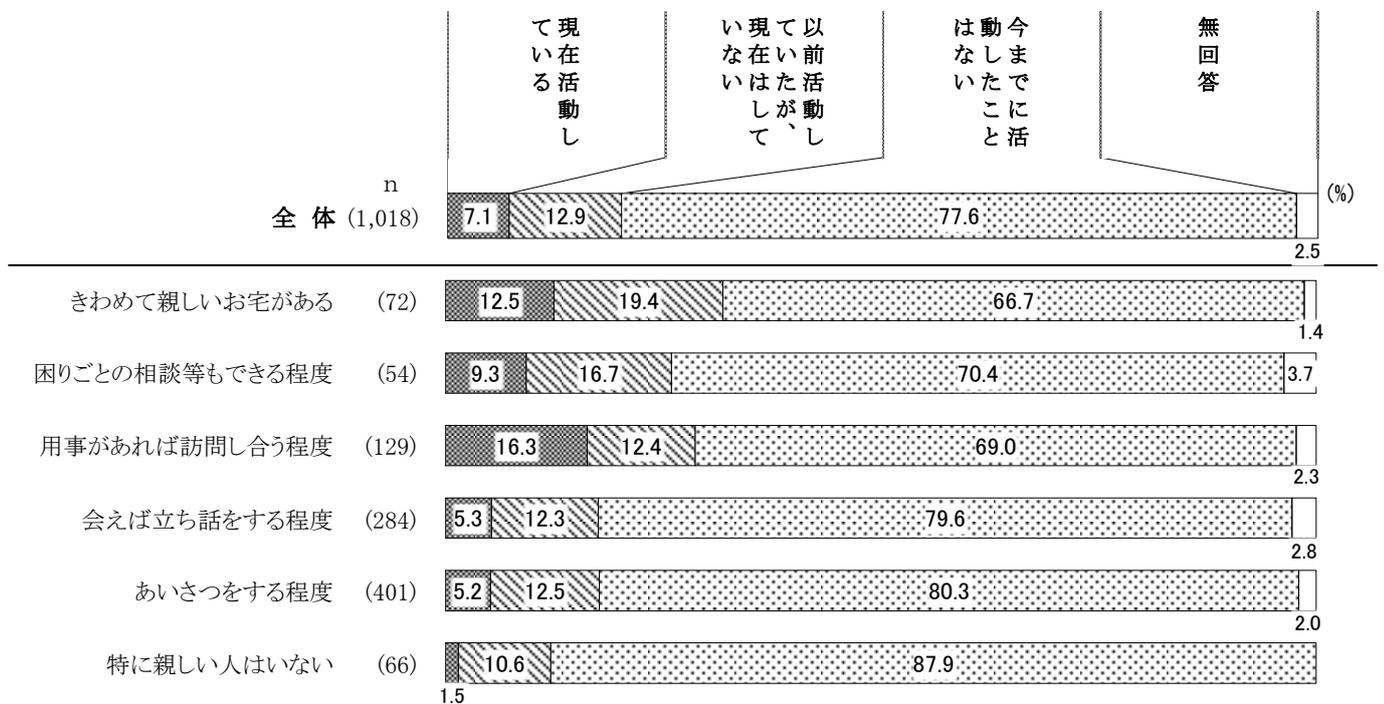
○「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについてところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらも「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。このことから、助け合いのできるものと、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてしてもらいたいこと	災害時の手助け (45.5%)	安否確認の声かけ (30.7%)	話し相手 (9.9%)
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の手助け (55.4%)	安否確認の声かけ (52.2%)	話し相手 (33.0%)

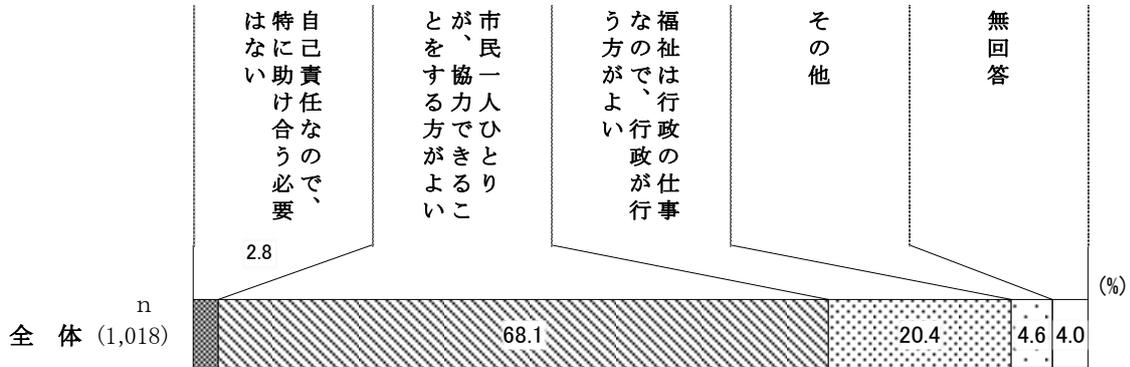
○ボランティア・NPO活動の経験

ボランティア、NPO活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は1割未満、「以前活動していたが、現在は活動していない」を合わせた活動経験のある人についても2割にとどまっています。一方、近所つきあいの程度別でみると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は高くなります。



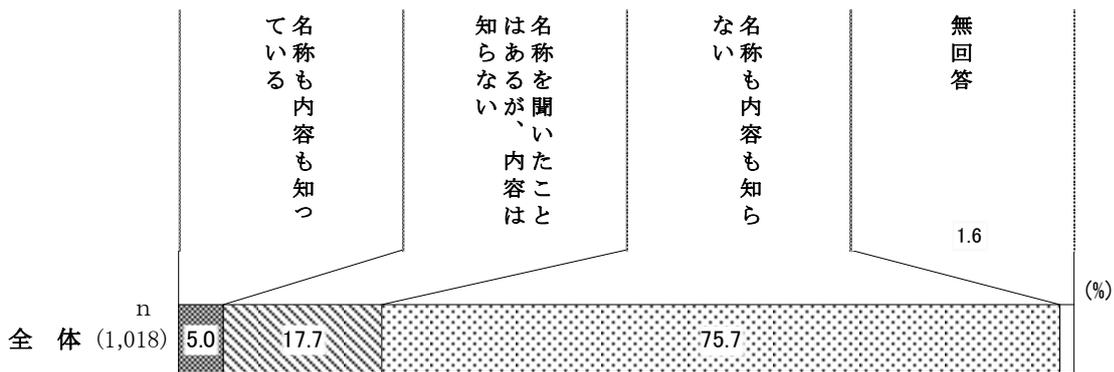
○地域における助け合い（今後）

地域における助け合いにおける今後の方向性については、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」が7割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約2割となっています。公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。



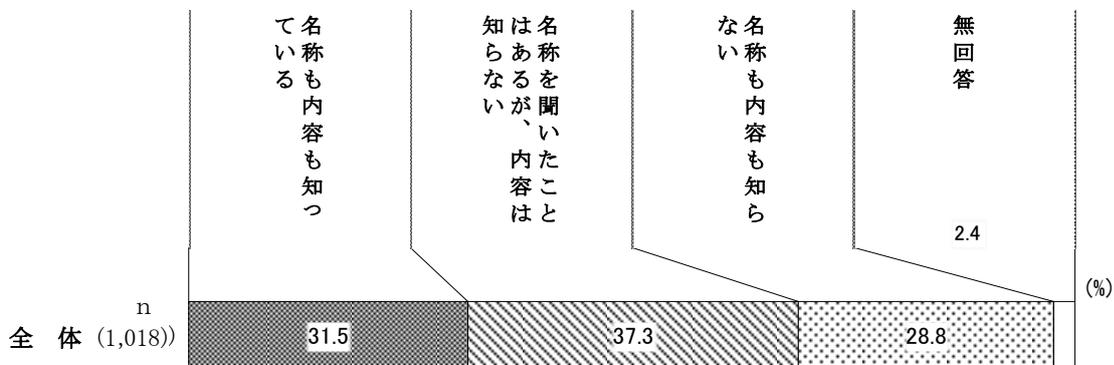
○地域福祉権利擁護事業の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は1割未満でした。



○成年後見制度の認知度

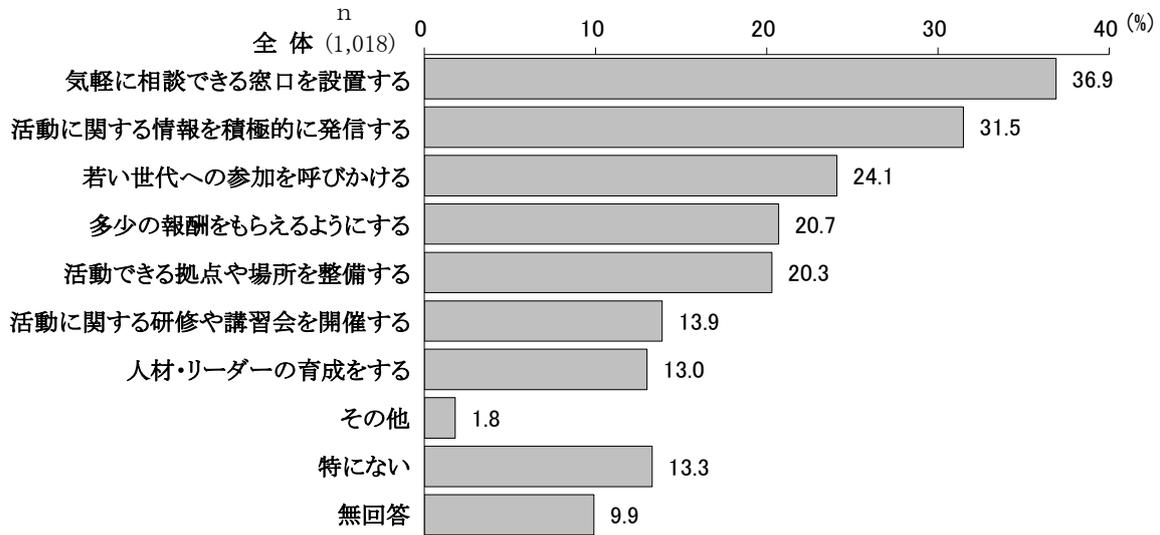
地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は3割程度でした。



②住民主体による地域づくり

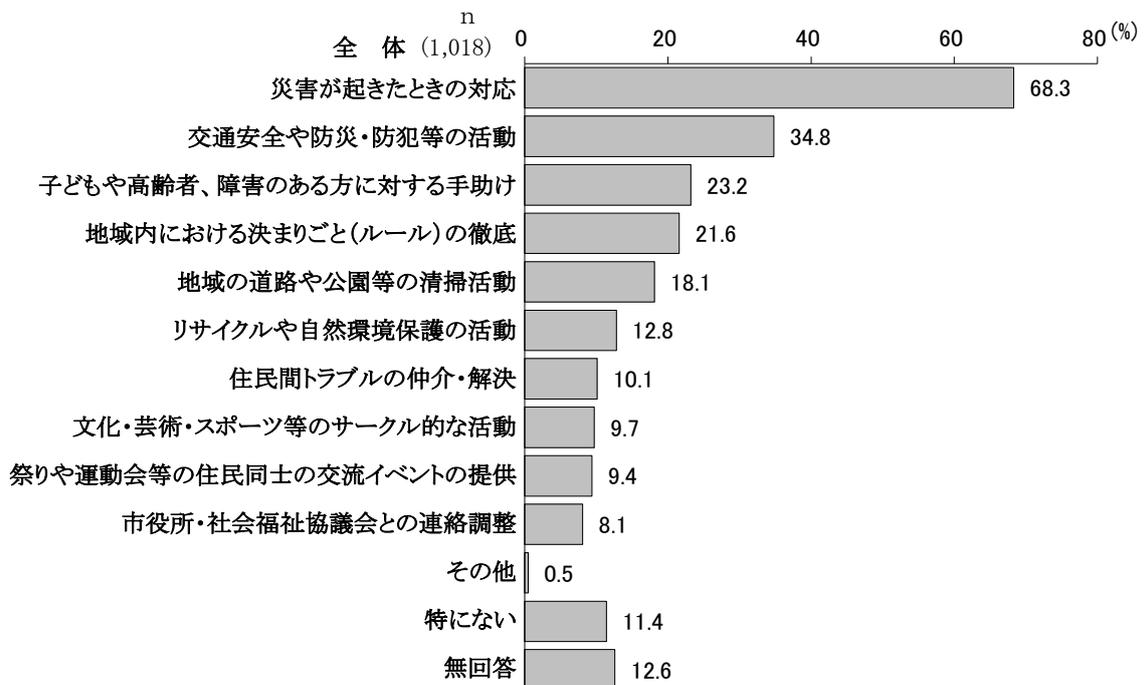
○ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア、NPO活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が高くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。



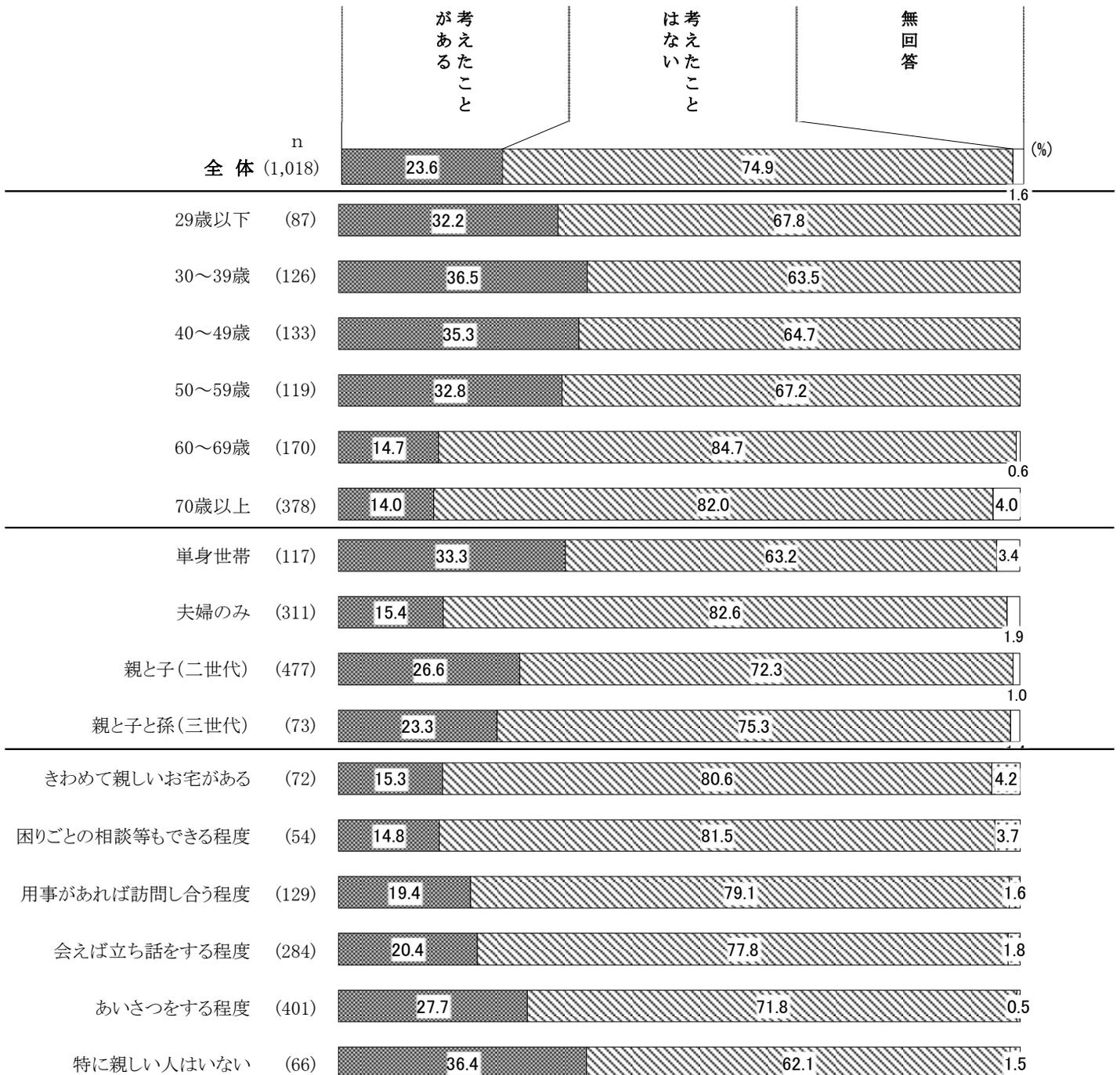
○安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、活動してもらいたいことについて聞いたところ、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについては、「災害が起きたときの対応」が突出して高く、非常時の際に助け合うことのできる地域の力が望まれています。



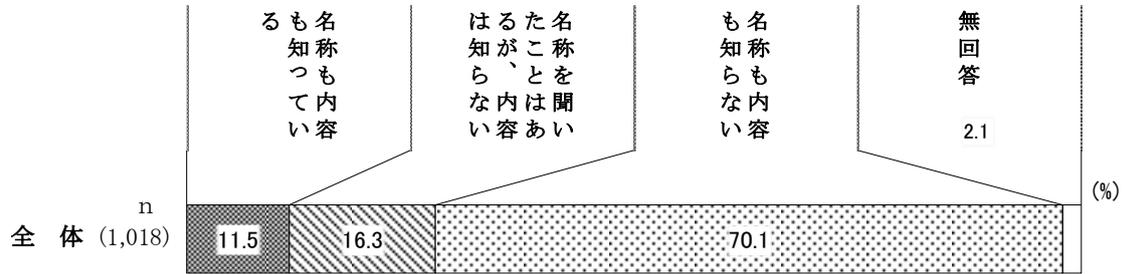
○自殺を考えたことの割合

自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で2割以上となっています。年代別にみると、59歳以下の若手から中年世代で3割以上と特に高くなっています。また、人とのつながりという点でみると、世帯構成が単身世帯、近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が3割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。



○災害時要支援者名簿登録の認知度

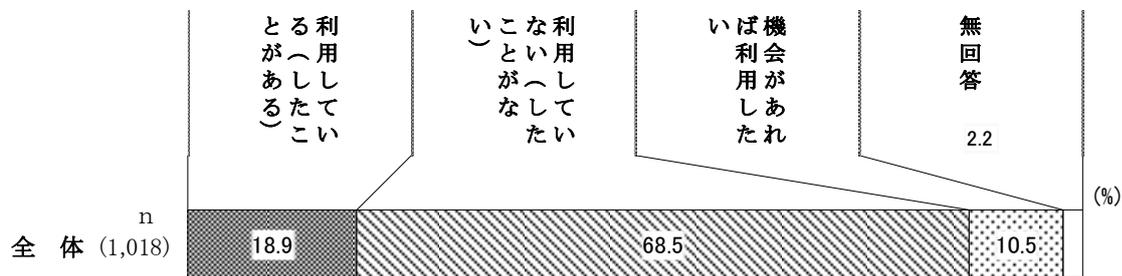
災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」としている
と回答した人は1割程度であった。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのよ
うに対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。



③包括的な支援の仕組みづくり

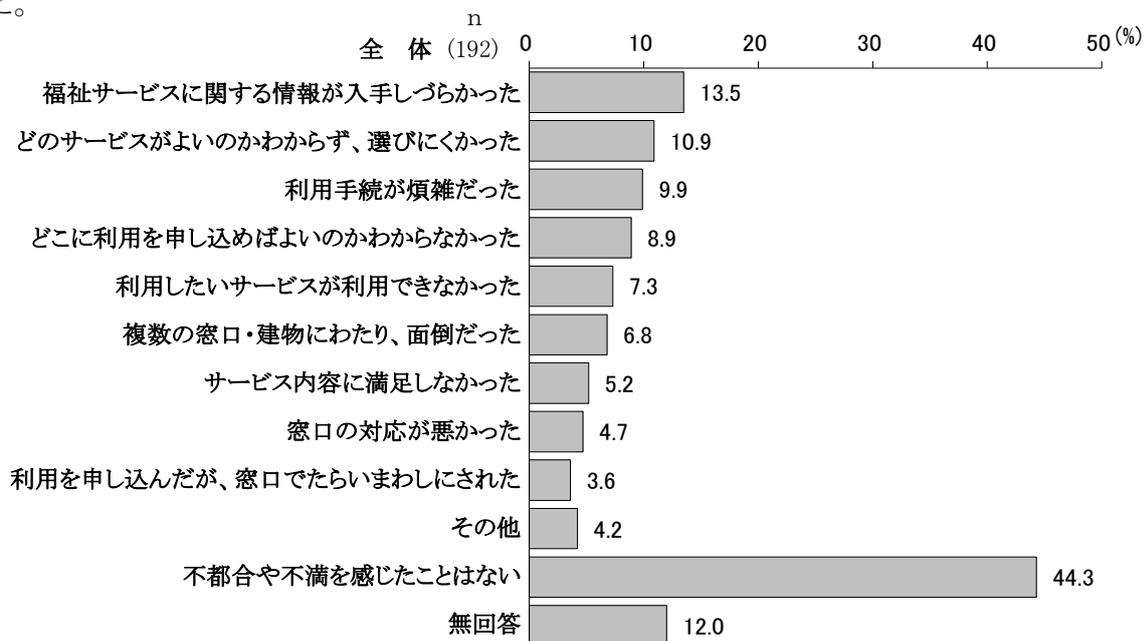
○福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況をみると、「利用している（したことがある）」が2割近くとなっていました。



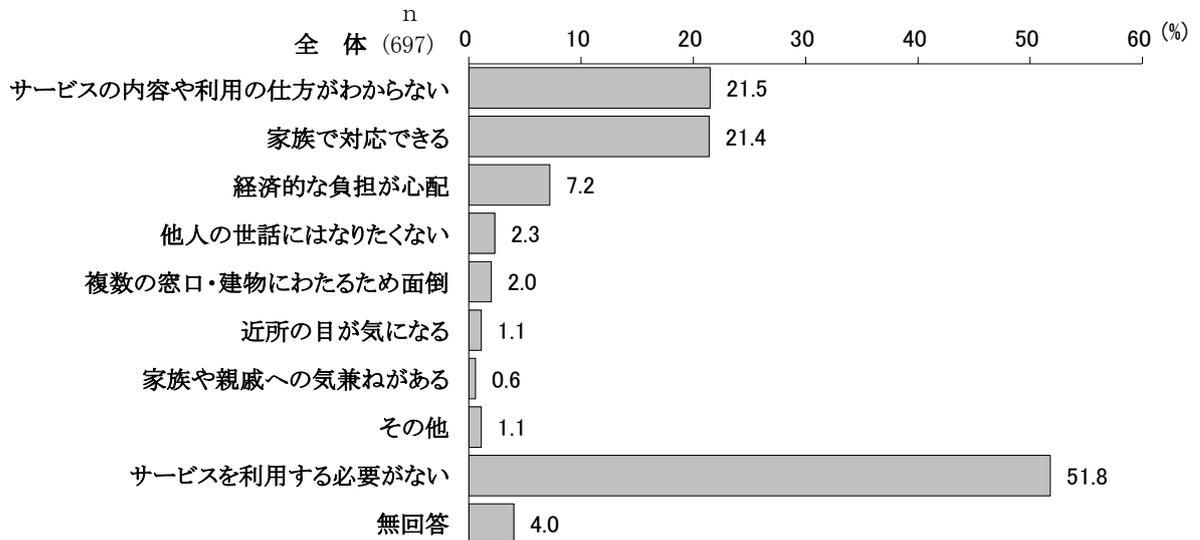
○福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者に、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた4割以上の方が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。



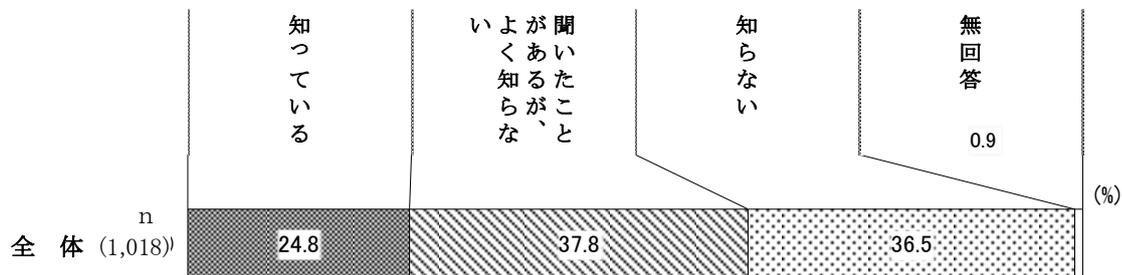
○福祉サービスの利用していない理由

福祉サービスの利用者していない人に、利用していない理由を聞いたところ、2割以上の方が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。



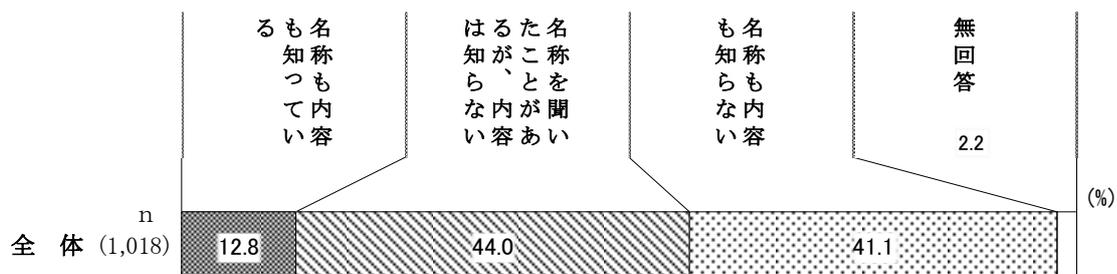
○社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は2割半ばとなっている。



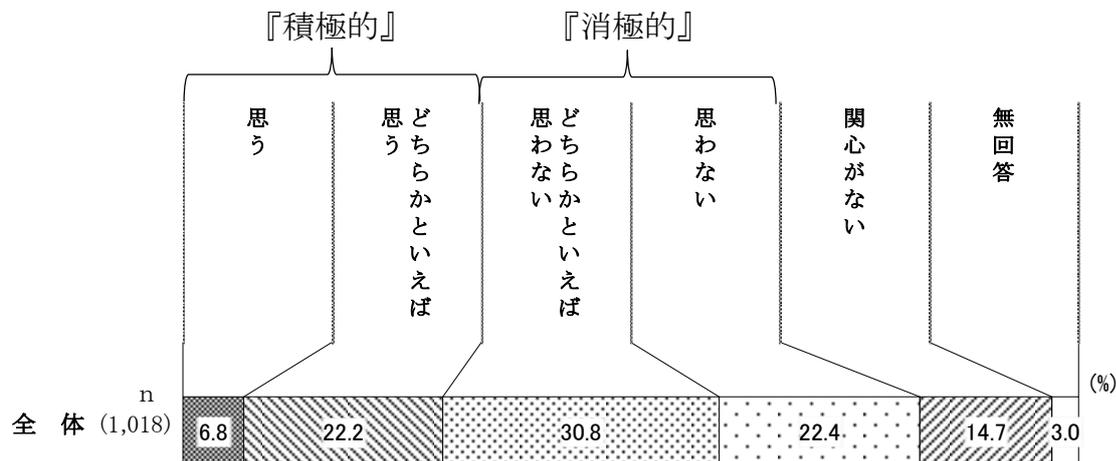
○生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は1割以上となっている。



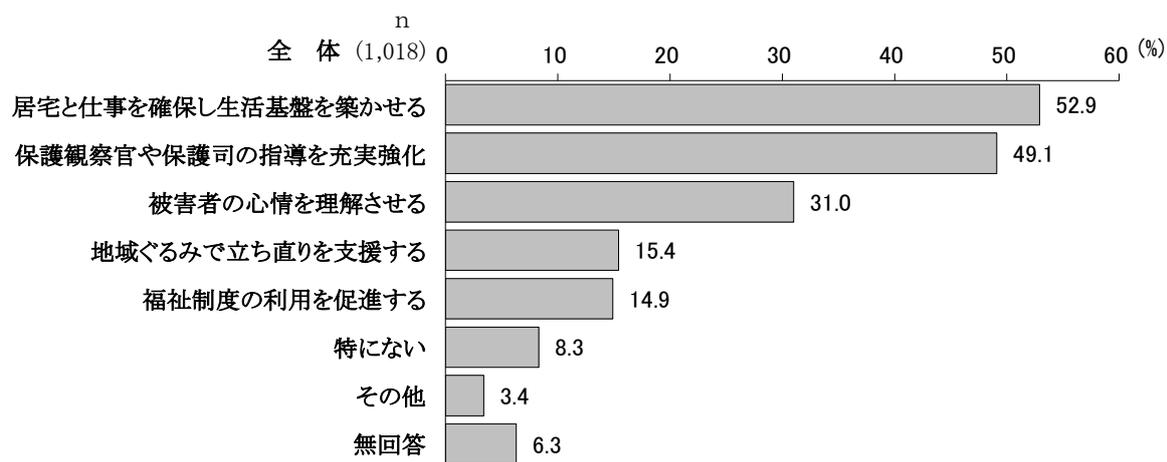
○犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約3割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。



○再犯防止のために必要なこと

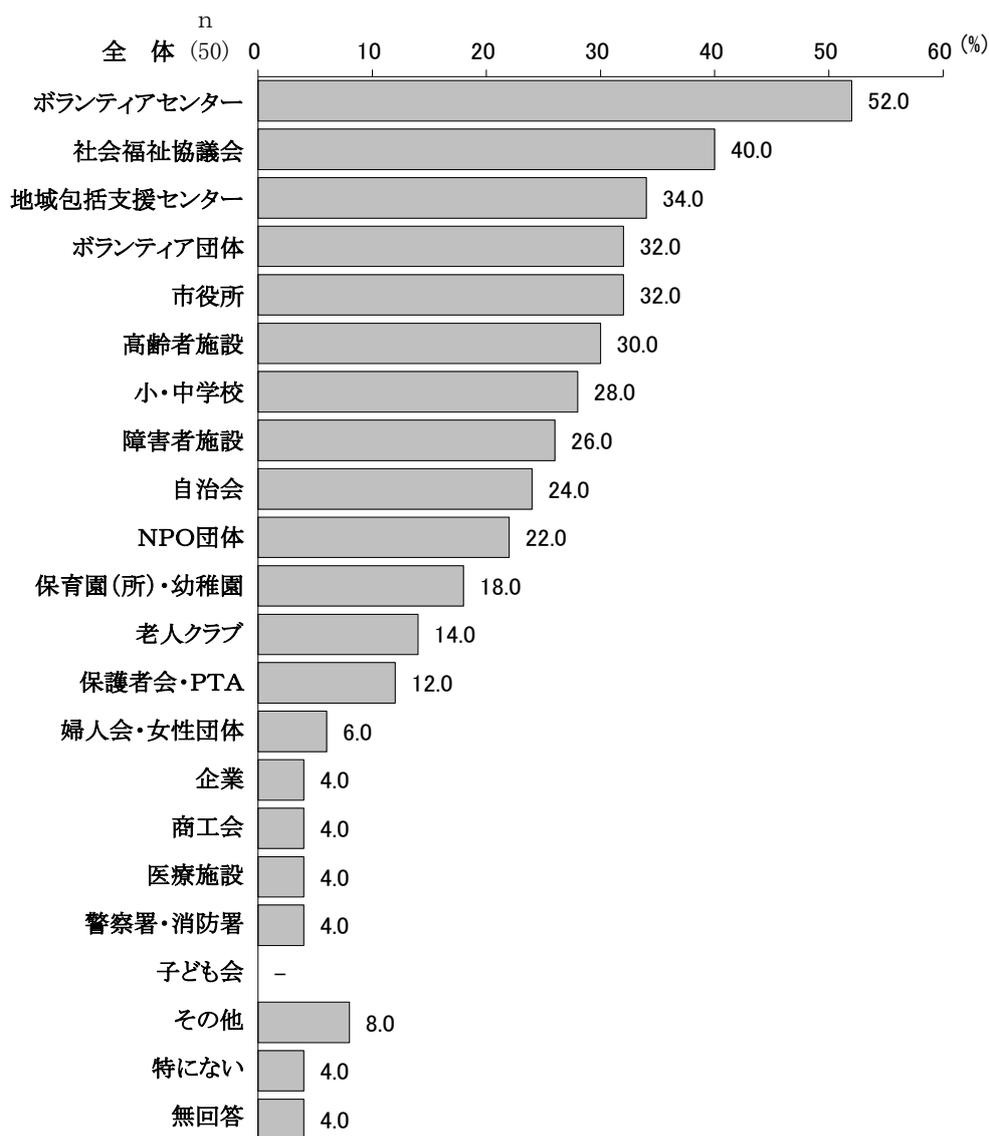
再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境面的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度面的な取り組みの2軸が特に高くなっている。



(2) 市民意識調査（団体向け）の結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティアセンターに登録している107団体を対象に市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。この市民意識調査で団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

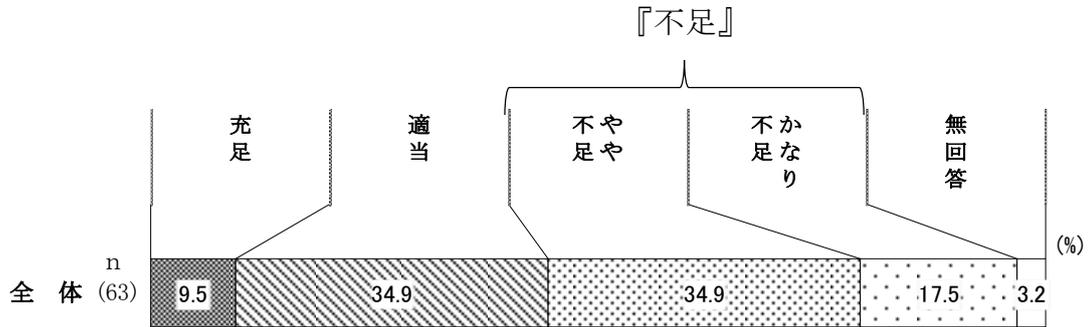
○地域福祉活動において連携・協力している団体（機関）



地域福祉活動を行っている団体に対し、活動に際して連携・協力している団体（機関）について聞いたところ、「ボランティアセンター」が過半数を占めています。また、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「市役所」などの公的機関や、「ボランティア団体」も3割程度で高くなっています。

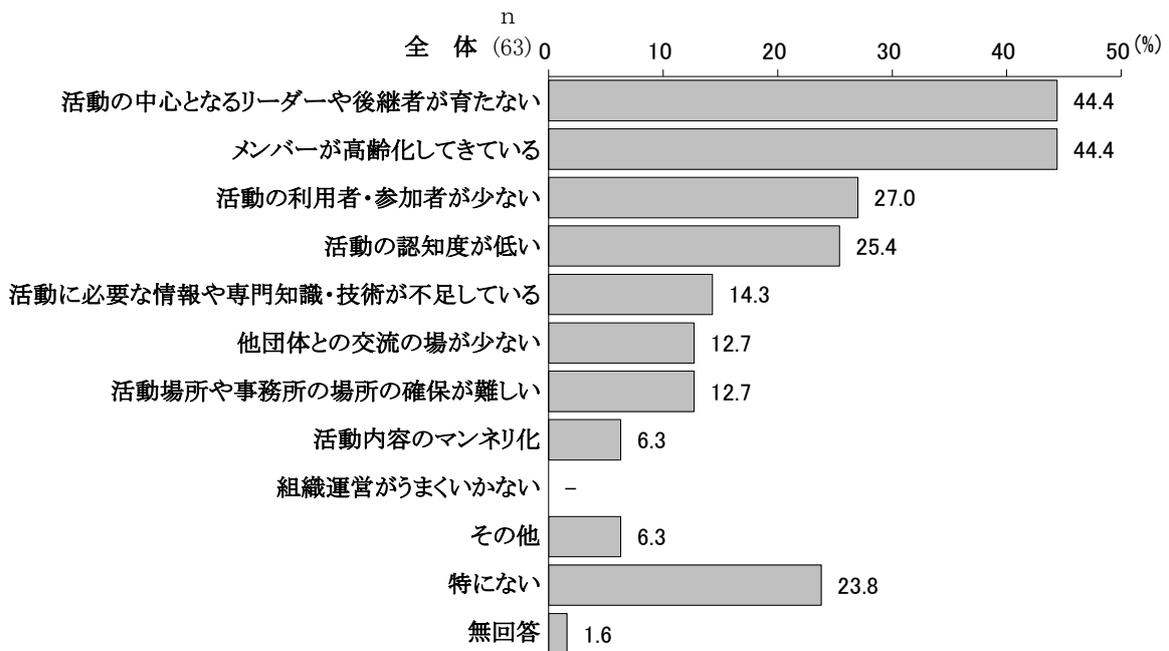
○活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めていた。



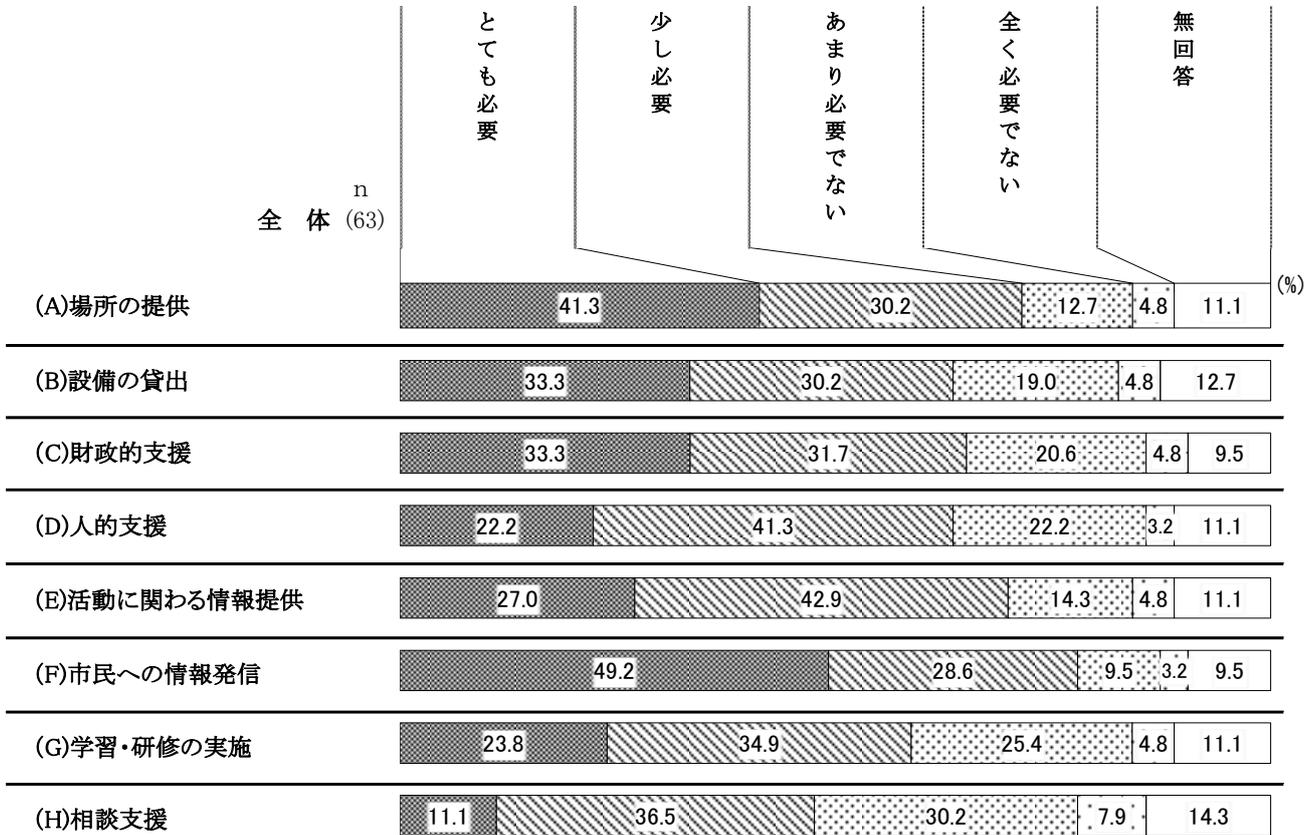
○活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に高くなっていった。



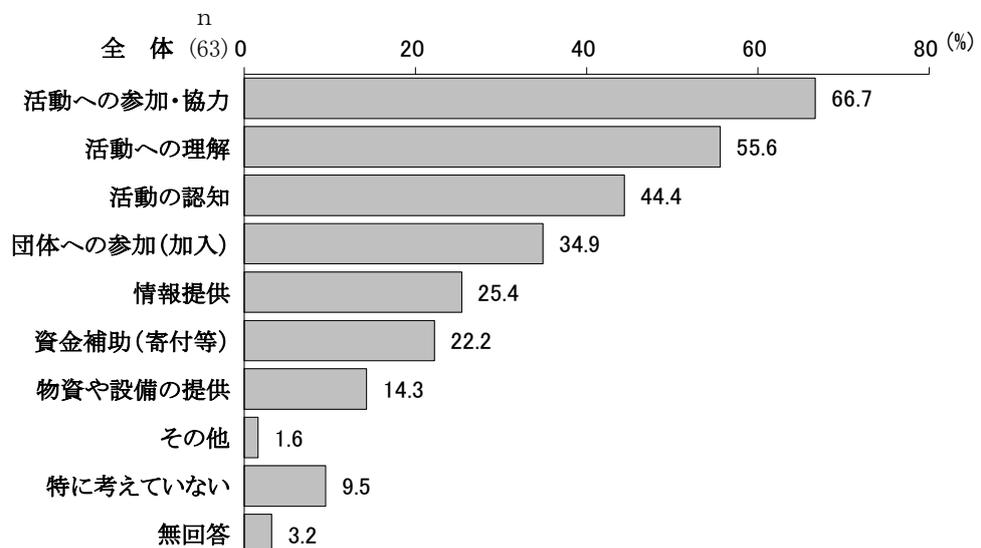
○今後の活動にあたり必要だと思う行政支援

今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が高い項目については、「(F) 市民への情報発信」や「(E) 活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「(A) 場所の提供」が特に高くなっている。



○今後の活動にあたり市民に期待すること

今後の活動にあたり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が7割近くで特に高くなっている。



○地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題などについて聞いたところ、以下のような意見が挙げられました。

分野	内容
高齢者・介護 予防等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・話しする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害をお持ちの方自身の高齢化、障害をお持ちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障害のある子供をどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートステイ先が不足 ・障害のある子もない子と一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子供の交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横 断する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ 活動、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のお手伝いに伺う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが24時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差など） ・地域活動を推進するリーダーの不足

3 市民意識調査からみる地域福祉に係る課題

(1) 地域を支える人づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・NPO活動の経験率も高くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントと言えます。

また、多くの市民にとって助け合いのできるものと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、7割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれます。

この状況を理解と関心を高めていくことが重要です。

加えて、権利擁護の観点からは、権利擁護事業について「名称も内容も知っている」と回答した人は1割未満、成年後見制度について認知度事業の「名称も内容も知っている」と回答した人は3割程度でいずれも高くはなく、認知度の向上や、利用普及が課題となっています。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

また、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特にない」と回答した団体は1割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。過半数が連携していると回答したボランティアセンターを中心に、団体同士のネットワーク形成の促進が期待されます。

(2) 住民主体による地域づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関することが高くなっており、市民と団体との接点が増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの1位が「災害が起きたときの対応」であるように、安心・安全のまちまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は1割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するかなど、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が高くなっています。市民一人一人が、「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気づくことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後活動にあたり必要だと思う行政支援については、市民意識調査（市民向け）と同様に、「市民への情報発信」が高くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も高く、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さが窺えます。

(3) 包括的な支援の仕組みづくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の2割で、そのうちの4割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どのサービスがよいかわからず。選びにくかった」など福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用していないひとのうち2割が、「サービスの内容や利用の仕方が良く分からない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化するなかで、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くはありません。また、生活困窮者自立支援制度などの制度自体の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

再犯防止に目をむけると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に高くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の2軸をともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて積極的な回答は3割程度になっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、ふたたび自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取り組みが望まれます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念・基本視点）

（1）基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の目標とします。

**住民一人一人が互いに
人格と個性を尊重し、助け合うまち**

（2）基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

**市民と事業所と市の協働
～同じ方向を目指して～**

2 計画の基本目標

(1) 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記のような4つの基本目標を掲げ、市民等との役割分担と連携・協働のものとの実現に努めていきます。

《基本目標1》地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティアなどにおいて、活発な活動ができる人づくりを目指します。

主な取り組みとしては、福祉教育、広報、意識啓発活動などの推進や、ボランティア・市民活動センターを中核として支援を行うとともに、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》住民主体による地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを推進します、

主な取り組みとしては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化などの福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実など、地域の防災対策の拡充を推進します。また、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向けた支援と啓発を行います。

《基本目標3》包括的な支援のしくみづくり

複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。

主な取り組みとしては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、相談支援体制の強化など、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活保護受給者や生活困窮者、出所者などの個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。

(2)

施策の体系

基本目標

1. 地域を支える人づくり

1 - 1 福祉教育の推進と担い手の育成

1 - 2 様々な地域福祉活動や交流の推進

1 - 3 活動団体間のネットワークづくりの推進

1 - 4 権利擁護の推進

2. 住民主体による地域づくり

2 - 1 地域福祉活動の基盤の強化

2 - 2 福祉のまちづくりの推進

2 - 3 安全・安心のまちづくりの推進

2 - 4 就労の場の確保

2 - 5 地域における孤立と自殺の防止

3. 包括的な支援のしくみづくり

3 - 1 福祉サービス充実の基盤づくり

3 - 2 相談体制・情報提供の充実

3 - 3 保健・医療等の推進

3 - 4 生活保護受給者への日常生活等支援

3 - 5 生活困窮者への自立支援

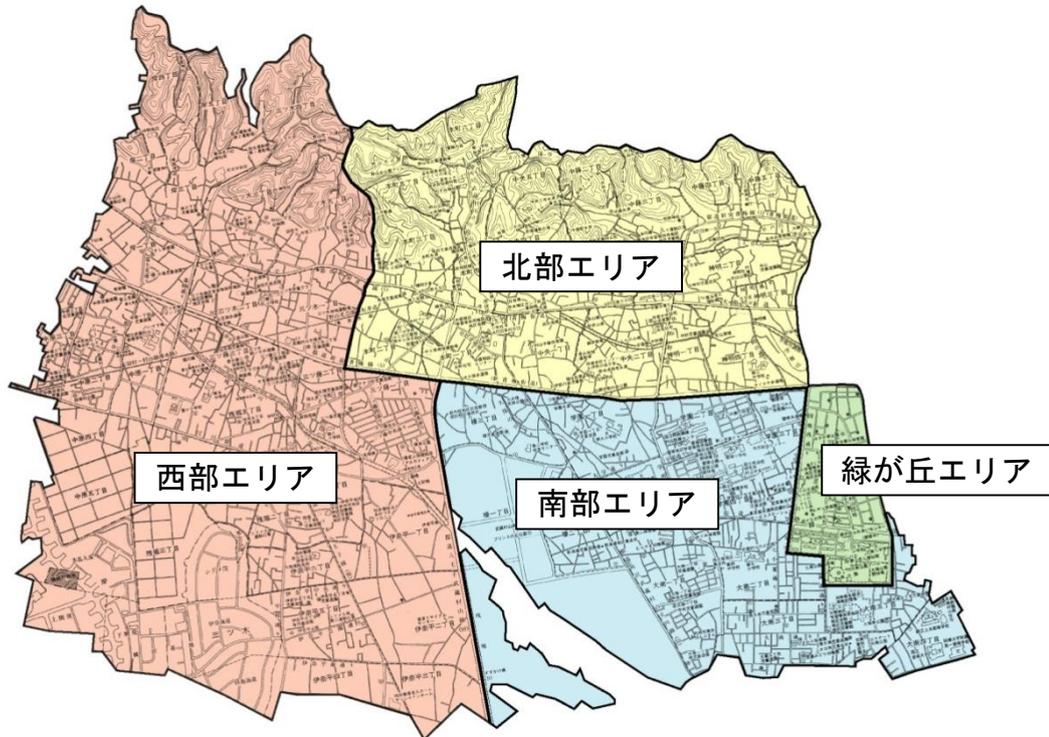
3 - 6 再犯防止の推進

3 - 7 重層的な支援体制の整備に向けた検討

取組の方向性

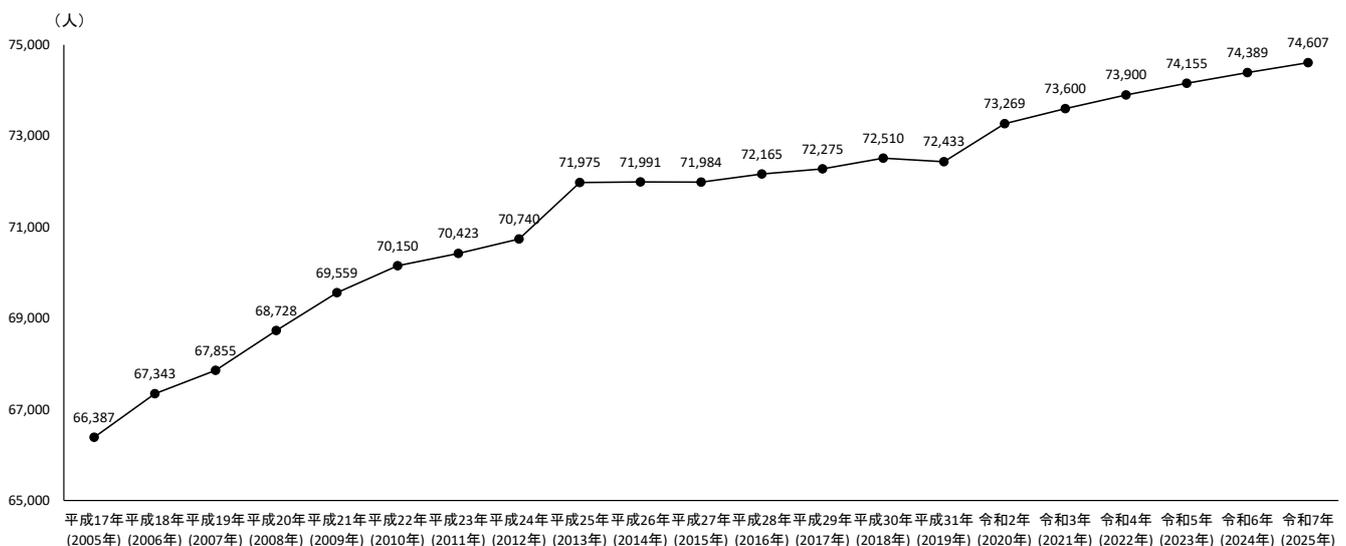
3 エリア設定の考え方と将来推計人口

(1) 地域福祉エリアの設定



(2) 将来推計人口

本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、各年の10月1日を基準として、住民基本台帳で推計するものとし、令和7年の人口を74,607人とした計画を策定します。



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

資料：武蔵村山市第五次長期総合計画（予定）

第3回地域福祉計画策定懇談会の日程について

令和2年9月・10月

日	月	火	水	木	金	土
31	1	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	10/1	2	3
4	5	6	7 ①PM	8 ②PM	9	10

第1候補日 10月7日（水）午後2時から 301会議室

第2候補日 10月8日（木）午後2時から 301会議室

第2回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会における指摘・修正点

頁は今回資料「素案」のものとなっている

No.	頁	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)
1	9	委	表題について、「作成」ではなく「策定」ではないか。	「策定」に修正。
2	20	委	計画期間は6年との説明であるため、6年に修正を。	計画期間を6年として修正する。
3	25	委	(1) 地域福祉の現状について、以降の現状部分と構成(見せ方)が異なっているため、合わせるように。	構成を見直し、他の現状と同様の構成になるよう修正する。
4	26	委	(2) 情報提供と広報、啓発活動の推進について、地域福祉に限らず高齢・障害等にも関係することのため、記載箇所について見直しを。	記載位置について、全体の構成と調整し見直しを行う。
5	26	委	生活保護についてのみクローズアップされているように見えるため、他の地域福祉に関する指標等を追加してもらいたい。	市民なやみごと相談等の指標について、追加する。
6	29	委	「面前 DV」という言葉が分かりづらいため、下部に用語解説を追加する。	なじみのない用語については、各ページの下部に用語解説を加える。
7	29	委	「地域福祉課」を「福祉総務課」に修正を。	「福祉総務課」に修正する。
8	31	委	表題について、「高齢者福祉及び介護保険事業等の現状」とあるが、「高齢者福祉の現状」では駄目なのか。	「高齢者福祉の現状」に修正する。
9	35	委	(2) 障害者福祉施策の取組状況について、他の説明と比べ記載が乏しいため、もう少し施策の記載を追加してほしい。	施策の取組状況を確認し、追加する。
10	38	委	「子ども子育て応援ナビ」を「子ども・子育て応援ナビ」に修正を。	「子ども・子育て応援ナビ」に修正する。
11	38	委	(2) 子育て支援施策の取組状況について、いろいろ課題があったため子ども家庭部ができた等の経緯についての記載を。	施策の取組状況を確認し、追加する。
12	38	委	(5) 保険医療の現状について、ページの改行を。	今後グラフ等の挿入に合わせて調整する。
13	38	委	(5) 表題について、「保険」は「保健」ではないか。	「保健医療の現状」に修正する。

No.	頁	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)
14	38	委	特定検診のことを記載しても、市民の2割程度しか国民健康保険に加入していない、それであれば、保健分野の上位計画からデータを持ってくるなど、構成について見直しを。また、健康の部分と医療の部分に分けて記載したほうが良い。	保健分野計画を確認し、引用できる指標を確認する。また、健康と医療を分けて記載し、分かりやすい構成になるよう修正する。
15	40	委	「妊婦さん」の表現がおかしいため「妊婦」に修正を。	「妊婦」に修正する。
16	40	委	「(4)自殺予防対策の取組」ではなく、「取組状況」に修正を。	「(4)自殺予防対策の取組状況」に修正する。
17	46	委	(3)防災について、コロナ感染症によって避難所の設営に課題があるため、記載の追加を。	防災安全課、コロナ感染症対策室と調整し記載する。
18	55	委	アンケートの回答原文のままの記載であれば、その旨注釈を追加する。	回答原文のまま となるため、その旨注釈を加える。
19	60	委	基本理念が人権尊重のように取れる。もう少し柔らかい表現にならないか。また、自殺対策の部分では「誰もが生き心地のよい社会」とあり、ほかにも「我が事・丸ごと」という言葉もあり、いろいろなテーマがあるように思うため、統一したほうが良いのでは。 ①前回の計画のままにする、②みんなで支えあうまちなど言い換える、③長期総合計画における方針に合わせていく、また、複数案から絞るなどやり方はあると思うため、懇談会の委員の意見も聞き、いくつか提示するようお願いする。	懇談会の意見をいただき、いくつか案を提示する。
20	60	委	(2)基本視点について「事業所」ではなく「事業者」では。	「事業者」に修正する。
21	61	委	冒頭の説明文について、「4つの基本目標」は「3つの基本目標」ではないか。	「3つの基本目標」の誤りのため修正する。
22	61	委	基本目標3について、セーフティネットの順番として「生活保護受給者や生活困窮者」ではなく「生活困窮者や生活保護受給者」に修正を。	「生活困窮者や生活保護受給者」に修正する。

No.	頁	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)
23	62	委	2-4「就労の場の確保」について、住民が自分たちで就労を確保するのは難しいと思うため、記載箇所について再考をお願いする。	記載箇所については、第4章の取組の方向性に合わせて適宜見直しを図る。
24	62	委	61ページの絡みで、3-4と3-5の順番を逆にしてほしい。また、3-4について「生活保護受給者への日常生活等支援」ではなく、「生活保護受給者への自立支援」へ修正を。	3-4と3-5を入れ替え、「生活保護受給者への日常生活等支援」を「生活保護受給者への自立支援」に修正する。
25	62	委	2-3で「安全・安心のまちづくりの推進」とあるのであれば、42ページの記載についても、福祉のまちづくりと統合せずに、記載を合わせていただきたい。	構成については、調整し統一する。
26	63	委	地域福祉エリアの設定について、今後施策の項目を検討した際に施策に合わせて変更する可能性はあるのか。また、エリアについての解説を入れるようお願いする。	介護保険の事業計画等でも使用しているため、それらと合わせていることから福祉のエリアとしてはこちらがベースとなる。エリアごとに地域包括支援センターを設置しているため、変えることは考えていない。解説については、記載する。
27	63	委	(2)将来推計人口については、平成17年からではなく、もう少し短い期間での記載にする。また、計画期間に合わせ、令和8年までのグラフを追加する。	推計人口の年数を短縮し、令和8年までの推計を記載する。
28	全体	委	和暦と西暦が混在しているため、統一を。	年(度)の表記について、統一する。
29	全体	委	見出しが(1)となっており、下位見出しも(1)というように、重複しているため、わかりやすく統一する。	見出しの表記等について全体的に統一する。